

## 厚岸町議会 平成30年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成30年3月15日

午前10時01分開会

- 委員長（大野委員） 9款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅費から進めてまいります。

4目教員住宅費。ございませんか。

（なし）

- 委員長（大野委員） 5目就学奨励費。

4番、石澤委員。

- 石澤委員 奨学金のことなのですが、ここで聞いてもいいですか。

- 委員長（大野委員） 多分、ここしか該当するの無いと思いますので認めます。

- 石澤委員 わかりました。お願いします。

就学援助が、今回というか29年度から変わって資料を出してもらったのですが、看護大学及び看護学校が3名、それから大学が6名、短大1名、専門学校が1人いたから全部で11名の奨学金を受けて進学している方がいらっしゃいます。

それで、今、国のほうでも給付型の奨学金を創設して、今年この4月から本格的に実施するのですが、国の奨学金というのがとっても狭いのですよね。対象が狭くて、しかも成績優秀でなければだめとか、厚岸もあるのかもしれないのですが、自分の未来を築くために前へ進みたいという子供たちにとっては、とてもハードルが高い状態の奨学金制度になっています。

それで、そのことで厚岸もこういう形で出して11人の方が受けていますけれども、これは貸与ですよ。

月7万円の方ですと4年間通えば大体340万円くらいになるのかなという感じの、それにこの場合は無利子でしたかなと思うのですが、一応卒業する時点で400万円ぐらいの借金を背負って卒業するというので、順調に就職できればいいですけども、返していくために年間400万円ですと、月1万円か2万円ぐらいの返済をしながらやっていくことになると思うのですが、どうしてもそれってすごい負担がかかって、うまく就職できればいいのですが、もしできなかったときに返すお金の大変さというのは、数カ月ぐらいの滞納で幾らぐらいになるのでしょうかね。

町の場合はどうしても払えなかった場合の、免除ではないけれども様子を見るというようなことは、町の場合はどういうふうになっているのですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 返還が困難になった場合のお話ですけれども、貸与が終わりましたら償還が始まります。償還については、貸与が終わって1年間猶予をします。

というのは、就職しても1年間は生活が苦しいだろうということで1年間猶予をして、2年目から10年間の間で返還になりますけれども、その際に返還計画というものを出示していただきます。

例えば毎月幾ら払うですとか、年間に幾ら払うですとか、あとボーナス時にこれだけ払いますとかというような計画を立てていただいて、それを基に払っていただきますが、事情によって支払いが難しくなったときには、その都度言っていただいて返還計画をそこで変更すると、こういう事情でちょっと延ばしてほしいとか、そういうご相談には今までも応じていますし、そういうふうにするによって無理なく返還できるということを考えられますので、基本線は10年間というふうにもっていますけれども、事情を聞いて、それによってそういう手立てはするというような対応はしております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 それで、子供の貧困が世代を超えて連鎖しないようにということもあって、どうしても所得が低い家庭の子供たちイコール一生懸命頑張っている子もいますけれども、バイトをしなければならないとかというのを含めて、成績が思わしくないということもあると聞いています。

それで、成績を基準にしないで、お金のある家庭であれば別に問題はないのかなと思うのですが、そんなにお金のある家庭というのは早々ないように思うのです。国でやっている給付金も世帯で750万円でしたか、300万円以下の家庭であれば給付のことで相談、本人が300万円の収入を得られる、以上になるまでは猶予するというような形になっていると思うのですが、これ大学生などに給付型奨学金を出しているところが全国でも出てきました。米原市とかの奨学金なのですが、高校生に向けて年額10万円、支度金2万円という相模原市とか、こういうような給付制度を設けてきています。

この中で、経済的な理由でということ、高校等に就学が困難な人に奨学金教育を均等を図るためとなっています。理由づけの中に、成績は問わないというのがあるのですよね。ひとり親家庭とか、それから生保を受けている家庭とかの子供たちにとっては、進学するということは、全く高校卒業したら働くとか、それでなかったら手に職をつけるために専門学校に行きたいのだけれども専門学校に行くための資金も足りなくて、結局は就職せざるを得ないということが、今出てきているようなのです。

それで、そんなにたくさんいないと思うのですが、高校、それから大学、専門学校とか、今の奨学金の対象になっている世代の子供たちに対して、給付型の奨学金という制度も設定できないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

- 管理課長（高橋課長） まず、厚岸町の奨学資金の関係ですけれども、目的が高等学校以上の就学能力がありますけれども、経済的理由で進学が困難な者に対し、奨学資金を貸与して教育を受ける機会を与えることとすることになっておりまして、正式にはこの一定レベル以上ないとだめだとかというような規定はしておりませんので、ただし、一応申請した段階では学校の成績も、当然出してもらいますけれども成績だけで判断という形は取っておりません。

それと、給付型の奨学金の創設の件なのですけれども、教育委員会の内部で、実は給付型も含めて協議はしました。

国もそうなのですけれども、給付となるとやはり家計基準、生活が苦しくて、国でいますと住民税が非課税の者しか対象にならないと。なおかつ、成績がかなり優秀でなければ対象にならないというような部分です。というのは、やはり給付ですから、当然返済義務はないということになりますと資金の部分もありますし、なかなか厳しいかなということで、現段階では給付型の創設というのは見送った経過があります。

- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 やはり地域創生ではないですけれども、厚岸に戻ってきてもらうという、強制に型をはめるといのはおかしなことですけれども、いろんな知識を外に出て、都会に出たり海外に行きたいという子もいるでしょう。英語を習得して海外に行っているような勉強をして、戻ってくるときに子育てしやすい場所という、厚岸のところに給付型のそういう子供が何かをしたいとか、それから自分の夢をかなえたいというときに、こういことで支えてくれる町があるのだよということも含めて、給付型というのは希望になると思うのです。どうしても、奨学金を借りるということは、やはり本人にとって借金と捉えてしまいます。

月の返済額を知り借りるということもあるのですけれども、月々幾ら何ぼずつ返す、1年間猶予があってということですから、そういう意味では厚岸の奨学金もすごく進んでいるのですが、その心配もしなくていいようなものも含めて、もう一度考えてもらえたらと思うのですが、いかがですか。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 管理課長（高橋課長） 厚岸町の奨学資金でございますけれども、平成28年度に看護師の関係の部分で拡充して月額7万円までということにして、なおかつ町内の医療機関で働いた場合は、その年数分を働いていればその部分を免除するというような部分を設定しました。というのは、医療職確保という部分もありますが、厚岸に戻ってきていただいて働いていただきたいという思いもあって、このような改正をしたわけでありましてけれども、給付型の部分につきましては、管内状況もいろいろ確認させていただいております。どこの町村も、大体医療職に特化した町もありますけれども、あとはそんなに額的には変わらない状況になっております。

時代の流れもありますし、その辺につきましては状況を見まして検討していきたくと考

えております。

- 委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、進みます。

6目スクールバス管理費。

8番、南谷委員。

- 南谷委員 6目スクールバス管理費なのですが、委員長、321ページにスクールバス整備事業、ここでスクールバスの管理も合わせて後ろのほうでやりたいので、よろしいでしょうか。

- 委員長（大野委員） はい、わかりました。

この目、ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、進みます。

2項小学校費、1目学校運営費。

6番、室崎委員。

- 室崎委員 学校全体にかかわる問題なので、ここでやらせていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

- 委員長（大野委員） はい。

- 室崎委員 情報端末機器と言われるスマホだとかいろいろありますよね。

それによって生活が乱れる。それから、ネット犯罪というようなものに、特に子供、お年寄りの場合にはまたちょっと別の側面があるかもしれませんが、子供の場合にはやはり判断力がそれだけ乏しいので、簡単に巻き込まれてしまう。そういう便利であると同時に、非常に恐ろしい物を持っている。そういう状況の中で、今、電話会社のほうでもフィルタリングというのですか、簡単に言ってしまうといろんなごっちゃに入っている情報を川の水を水道局で浄化して、水道の蛇口からはきれいなものだけ出てくるというような仕事をするのがフィルタリングだと介しているのですが、その辺りでいろんな動きが出てきているようなので、まずそこについて説明してください。

- 委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 学校関係、指導室のほうからお答えさせていただきます。

今、質問された部分、各学校におきましても状況調査を行わせていただいております。

現時点においては、小学校の1年生でもスマホを持っている、そういう状況が今なっております。

小学生、中学生の、これら情報機器の所有率は減ることはありません。どんどん増えていっております。その中において、今のご質問のあったフィルタリング等についてです。各学校におきましては、道教委が実施しておりますネットパトロール、これ北海道全域で行っているものですが、こちらのほうで毎月ごとに結果が周知されてまいります。これに基づいて、各学校のほうでもさまざまな、主にネット関係でいきますとラインですとか、ユーチューブ等を含めたものも全て含めてチェックできるところを態勢をもって行っているところです。

その中において、各学校で現時点、通信業者例えばNTTドコモですとか、厚岸でいきましたらauさんですとか、これらのほうと連携しまして講師を派遣していただく中で、児童生徒に対しての安全等についての学習会を行っております。

特定の学校でいきますと、太田地区におきましては保護者も含めて一緒にこの学習会を実施させていただいているというところがあります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 電話会社のほうから担当の方が来て、それでそういう学習会をやると。それは、十分効果があると評価していますか。

何年か前にこういう問題で、他の先進地域の視察というのを委員会でやりましたときに、警察だとか、それから任意団体でこういうものの問題を追っかけている、そういうところの講師は非常に明確に副作用の話を、こういうふうにして避けるのだということを言うけれども、電話会社から来た講師にろくな者はいなかったと、はっきり言っていました。

こうすれば便利ですよという話ばかりして、だけどこんな事情が起きているのですよと言うとむにやむにやと言っていなくなったというようなことを、相当強い調子で細かに言っていて、何となくそういうものが私どもがすり込まれているのですけれども、今はそうではないのですね。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） この学習会等を行った後に、児童生徒の状況についても各学校では把握しておりまして、実際のところ27年度、28年度、先ほどの道教委のほうで実施しているパトロール調査においては、本町の主に中学生なのですけれども、要は引っかけたというところがありまして、学校ごとに対処してきたところがあります。

今年度、29年度ゼロではありませんでした。現時点において、2件対処しております。この部分においても、以前から比べると減少してきているという状況があります。合わせて、保護者への啓発という部分も含めて行っているところが、PTAとの連携の中に

において意識調査等をさせていただいております。

この中において、どうしても携帯端末は、今、契約の関係上、保護者が子供に持たせるところがありますので、保護者の意識という部分も高めていかなければならないという観点で、教育委員会としては取り組みを進めているところがあります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 私自身もこういうものには余り詳しくないので、甚だうろ覚えの話をしていることになるのですが、今、保護者の話も出ましたが、子供より保護者のほうがよく知らないという場合が非常に多い。よく知らないというのが使い方、こうすれば便利だという部分だけではなくて、これが、下手なことをしたら大変恐ろしいものなのだと。特に、ネットの海に一つの流してはいけない情報を流した場合、これ消すことは不可能ですよ。

現に、厚岸町のホームページの一番最初のを、ちょっと詳しい人はネットの海の中から拾って見ることでできるのですよね。いまだに消えていないのですよ。

これがもし、厚岸町のホームページだから言うのですけれども、個人情報やあるいはもっと直接犯罪に巻き込まれるような情報が、そういうところへずっと流れた場合に、これを拾い上げてなくしてしまうことは不可能だというようなことを、やはりきちっと理解してもらわなければならない。

それで、そのようなことをなさっているということ、大いに結構なので進めていただきたい。

それともう一つお聞きしたいのは、こういうスマホを初めとする情報端末に、自分の生活が乱されてしまう。私もよく知らないのだから、先ほどあったラインだとか何だとかというものが来ると、それをすぐ開けて見て、返事を打たないと仲間はずれにされてしまうというような現象が世の中では随分あるようです。

あるいは、ネット上のいろいろな通信を使ったいじめだとか、いろんなものが起きている。それで、そのネットの適正な使い方というものを自分たちで考えて、そして自分たちでルールをつくってやっていきましょうということを、何年前から厚岸町も教育委員会、各学校、父兄も一緒になって進めてきたと。

これは、どの程度進んできて、どの程度の効果を上げてきたか。その現状について、それから今後どうしていくか、それについてご説明いただきたい。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 現状から、まずお話をさせていただきます。

いわゆるネットを使っただけの生徒間、主に中学生です。生徒間のいわゆる悪口、誹謗中傷、これはゼロではなかったです。

各学校において、先ほどのネットパトロール等を通じて情報、道からは入ってくるものですから、その中で情報をつかんでいるところがありました。

なかなかつかみづらくなってきているのです、最近。いわゆる生徒たちもいろいろ

なパスワード等を用いることによって、外部から見られないような状況ということ、イタチごっこのように、これ繰り返されているのですね。

その中において、学校のほう、または生徒自身からの情報が、こちらのほうが実は情報入手の手段としては大きいのですけれども、その中において、その情報をつかまえた中で学校の生徒指導の機能を生かして取り組みを進めてきているところがあります。

平成26年ですけれども北海道いじめ防止基本方針、こちらのほうが定められまして、町内の各学校、これは小学校も含めてですけれども、学校いじめ防止基本方針、こちらのほうを作成してまいりました。

これらについては、町内については各学校のホームページに掲載されております。また、紙ベースとして保護者のほうにも周知させていただいているところがあります。この周知を運用してきました。

そこで、この件については26年ということでしたので、既に時間が経過してありまして、このネットに関する部分も大きく変化してきているわけでありまして、これに対応すべく、道のほうは平成29年、つまり今年度ですけれども、この北海道いじめ防止基本方針を改正してきました。この部分に対応するための、各学校ごとの学校いじめ防止基本方針を今改正している最中です。

この中に、いわゆるネットに関する部分も改正を進めているところがあります。一番、現状として多いのは、先ほどの通信手段として挙げられているラインなのです。ラインという部分を使っての生徒間同士のやり取りが多く行われていますので、こちらのほうについての対策という部分を、今、特に中学校を中心にして進めているところがあります。

すみません。合わせて小学校、中学校の児童会、そして生徒会が中心になってつくっています情報端末機器の利用に関しての宣言文、こちらのほうを出させていただいております。こちらのほうについては、随時、中身を確認する中において、必要に応じて児童生徒自身の生活にかかわる部分として、取り組みを進めていけるようにやっているところがあります。

続けます。27年度から厚岸町では、児童生徒に対しての情報端末機器の使用状況についてのアンケート調査を実施しております。

これについては、小学校4年生以上を対象として中学3年生までを対象としてやっております。

これは27、28、29とここ3年間の間において、生活状況、生活にかかわるネットの使用状況についてはほぼ変わらない状況がありますが、学年によっては、これは学年ごとに経年変化を見られるような状況になっておりますので、学年によっては使用時間が増えているところもつかんでおります。

また、合わせて使用している時刻、例えば8時から9時まで使っていたとか、この時刻が夜中の12時を過ぎているという中学校の生徒もいるということもつかんでおります。

まだ、現時点では少数ですけれども、この部分においては以前なかったものですが、直近の29年度の調査の中においては、見られているところはつかんでおります。

合わせて、この調査はPTAにも同じ項目で行わせていただいております。先に児童生徒の調査を行わせていただきまして、その結果をPTAのほうに周知させていただ

て、つまり児童生徒の状況をつかんでいる、そういう中においてP T A、保護者の方々に回答をしていただいているところがあります。

この中で、こちら事務局サイドとしてつかんでいることは、やはり児童生徒の実態状況と保護者のほうのつかんでいる状況というところは、若干ギャップはあるのかなというところは押さえております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 私がお聞きしたのは、というような調査をして本人がみんな、本人だけではない家庭も入ってか、とにかく児童生徒が使い方に関するルールを自主的につくるということをやったのでしょうか。そうですね。

それが、どういうものであって、そこには指導する学校の先生たちとしての、こうしてほしいというものとの間には、当然ギャップはあると思う。そのところを埋めるべくいろいろ変えてきているのではないかと。1回つくって宣言文を出して、はい終わりではないですよ。そして、それによっていろいろな効果が出てきているのではないかなと思ったから、それをお聞きしているのです。

そして、この後、どういうふうに指導していこうと考えているのかと、それをお聞きしたのですが。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 失礼いたしました。使い方に関するルール、これについては、まず中学校からです。

中学校において、現状における先ほどの通信手段として多く生徒間で使われています、ラインについてなのですけれども、この使い方について生徒会の中で協議がそれぞれの学校で行われております。

その状況について、各生徒1年生から3年生のほうまで周知する中で、実際のところ、こういうのも出てきております。定期テストの期間中は、使用時間を少なくしていきましょう。時間まで、例えば8時までにしませうというところが、私たち教育委員会のほうとしては望ましいというように考えるのですけれども、とりあえず生徒たちの考えとしては、そういうような時間の制限について考えてきているところがあります。

また、通話について、先ほどのネットいじめ等にかかわるようなところにもかかわってくるのですけれども、生徒たちの中でそういういじめ等につながるような文章を流したり受けたり、またはすぐに返答するだとか、そういうことについてはしないということを生徒たち同士の中の決め事として考えている、そういう取り組みをされている学校もあります。

小学校です。小学校については、実際のところ児童の中での取り組みというところには至っていません。保護者のほうに使用端末についての、夕食後の保管場所について寝る前は茶の間に置いておくですとか、そういうようなところで家庭の中でのルール決めというところで、これは学級ごとに担任の先生からの指導ということではいただい

いるところがあります。

そして、これからのことです。基本的に、このネット社会と言われる中において携帯端末を児童生徒、子供たちから離す、取り上げるということは、もうできない状況だと思います。むしろ、この携帯端末等を賢く利用していく。よく言われるワイズユースというやつですけれども、こちらのほうに向けての取り組みを進めていかなければならない。意識的にも、または技術的にも、それらについて児童生徒が身につけていかなければならないと考えております。

この部分においては、学校としても指導または支援をしていかなければならないと思います。これは、児童生徒に対しての支援・指導。さらには、保護者に対しての啓発、これは引き続き続けていこうと考えております。

- 委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、進みます。

318ページ。2目学校管理費。

8番、南谷委員。

- 南谷委員 9款2項2目学校管理費。ここで、お尋ねをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、319ページのほうに賃金、臨時職員賃金878万1,000円の計上となっております。ここでの管理費なのですけれども、小学校全般の管理費と認識をさせていただきます。

昨年と比べまして205万3,000円ほど減額になっておりますが、この要因についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 管理課長（高橋課長） おっしゃるように、ここの部分につきましては小学校の学校管理にかかわる全体であります。

臨時職員の賃金でありますけれども、この部分が約200万円ほど昨年から減額になっております。

理由といたしましては、高知小学校が休校になりました。29年度までは、この部分で高知小学校の臨時の校務補の予算を見ておりましたが、この部分が高知中学校の管理費のほうに移ったという内容でございます。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 高知小学校の分が校務補さんの部分がなくなったので、そうすると今度中学校だけ残るわけでございますから、今まで小学校で見ていた部分の校務補さんの分が中

学校のほうで増えてくると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） そのとおりでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 次に、321ページでございます。

先ほどお願いをしておいた関係もございます。一番下のスクールバス整備事業、391万5,000円。

これは、10ページにもわたっているのですが、車両の購入、バスの購入と理解をさせていただいたのですが、本町はスクールバス8台、たしか所有をしておると思いますが、今回購入しようとするバスなのですか、現在使われているバス、交換しようとするバスなのですか、どこでどのように利用されていたバスなのか。また、今回買うに至って現有バスは何年ぐらいの車両なのですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 今回購入しようとしておりますのは、現在、糸魚沢線を走っている15人乗りのバスになります。

この車両は、購入が平成13年に購入しております、現在、走行距離が32万4,000キロ余りとなっております、車両自体も経年劣化しております、結構さびもきておりますし故障も出てきているということで、今回更新する内容であります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 32万キロというのは、もうすごい距離だなとびっくりいたしました。

実は、3月6日だと思うのです。午後からですが、私、町立病院のほうのたまたま用事があったら、正面玄関の横に、前と後ろにスクールバスとはっきり表示をしている車体がありました。よく見たら、スクールバスと書いてあるのだから、学校の生徒が乗るのかなということで、それとも地域の人を乗せてきているのかなといろいろ考えたのですが、唖然としたのです。下の方が真っ赤かですよ、さびあがって。もう、ぐるり下がさびて。スクールバスと書いているということは、厚岸のバスだなと、スクールバス。

子供たちに子育て支援をしようとしている厚岸町が、これだけひどいバスに子供たちの通学に利用させているのかなと、非常にびっくりいたしました。少なくとも、子供たちのためだと思う、常々町長、発言されているのですが、このスクールバスの実態を見たら非常に子供たち、利用される方たち、地域の皆さんが、高齢の皆さんも利用されるのでしょうか、ひどい状況だなと、あっけにとられたわけでございます。

そんな思いをしていましたら、今回議案をいただいて、恐らくこのバスだと理解をしておるのですけれども、やはりきちっとバスの管理というものをしっかりやっていただきたいなと思います。

このバスに、私は間違いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 委員おっしゃるように、町立病院のほうに住民利用ということで、あそこから出発する形になっておりますので、そこまでさびがひどいバスはこの糸魚沢線のバスしかありませんので、糸魚沢線のバスだと認識しております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 今回バスを交換していただけるということで安堵しておったのですけれども、先ほどその関係でもスクールバスの運行、今後デマンド事業もやるわけでございますから、しっかりした新しいバスでという思いで、まだ8台あります、それぞれ新しいバスは多少洗わなくても、きちっと新しいうちはいいのですけれども、まだ8台あるわけでございますから運行管理、理事者側のほうから厚岸町スクールバス条例施行規則というものを今回の定例会の資料としていただきました。

この中で、スクールバスの運転者は運行管理責任者の指示に従い、関係法令を遵守するとなっているのですけれども、4条の2項に車両の始業点検、終業点検及び清掃となっております。掃除しないから赤くなるかというかどうかはわからないのですけれども、運転される方はやはり安全が第一でございます。これが、もう第一条件でございますけれども、住民の方が気持ちよく利用できるように、またバスが少しでも長く延命できるように清掃管理きちっと、施行条例の中にもありますが、契約するときには車の管理・運営というものに留意していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答えいたします。現在も、委託しておりますバスにつきましては、始業時点検と終業時点検、当然ですけれども、これをやっております。

それと、清掃、洗車、この辺もきちんとやっております。ただ、どうしても車庫とかがないものですから、どうしても雨ざらしになるということで、年数も年数ですけれどもさびが生じた、特に、下のほうにさびが生じたというような記憶であります。

ただ、日常の管理については、きちんとやっていると理解はしております。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

322ページ。3目教育振興費。

4番、石澤委員。

●石澤委員 ここの就学援助のことです。今回就学援助の額が引き上げられて、内容も充実されてきて、本当に受けている人たちにとっては、ちょっと安心している部分もあると思うのですが、今度、生保が5%引き下げというのが出てきました。

それで、基準が1.2ですよね、厚岸の場合は。それをそのままいくと、奨学援助を受けられない子供たちが出てくるのではないかと思います、その可能性というのはどういふふうになっているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 現段階では、影響はないと考えておりますし、この就学援助の対象縮小ということで厚労省のほうで言うておりますけれども、厚岸町としましては、教育委員会としましては今の現状の維持というか、その部分についてはやっていきたいと考えておりますので、その際には町長部局とも相談しながら対応したいと考えております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 では、今のところはそういう、ぎりぎりにいる人たち、家庭も何とかクリアができるかと理解していいのですね。

それと、ここに特別支援教育就学奨励と書いてあるのです。この特別支援学級のことについて、ここで支援教育についてここで聞いてもいいのでしょうか。

●委員長（大野委員） ほかにあるのかい。ないよね。

●石澤委員 何か、ほかにないみたいなのですよ。

●委員長（大野委員） 認めます。

●石澤委員 すみません。それで、ここに教育長の教育方針の中に特別支援教育の充実というのが出ていました。

教育相談というのも含めて、学級支援の配置を行いということなのですが、一人一人の実態に応じた教育を継続してまいりますとなっていますが、一人一人の実態というのをどのように捉えているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 指導室長。

- 指導室長（山田室長） 今の特別支援教育の実態について、お答えさせていただきたいと思えます。

現時点、厚岸町内には特別支援学級の開設状況が自閉情緒、知的、肢体不自由、言語、弱視、そして病弱、これだけのいわゆる障害者層に対応する学級を開設しているところがあります。

その中において、今在籍されている児童生徒さん、ほぼ半数以上を占めているのは自閉情緒なのです。知的のほうも含めてですが、現在保護者の方々の理解がかなり進んだと捉えているのですけれども、在籍希望される方が多くなってきております。

伴って、判定会議等を経て在籍する児童生徒増えております。

特に、この自閉情緒の在籍数が増えているというところにおきまして、この児童生徒さんにおいては、個別の指導または支援が必要な状況が生じております。つまりは、個人差が大きいという状況ですね。文科の基準の中においては、小学校でありましたら7人につき1名の担当の先生というところがあるものですから、これは学年を問わずなのです。小学校1年生から6年生まで全部入れての中での7人、1名という状況です。

ただ、その中において個人差に対応するという部分においてのところは、担任の先生以外にどうしても大人の目という部分で、安全配慮等も必要としますので、教育支援員というようなところを町費が負担して、学校のほうに入れさせていただいているという、そういう状況があります。

- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 本当に国のやっていることというのは、むちゃくちゃですよ。

1年生から6年生までで7人に1人ということは、特に情緒となってくると本当にそれぞれ持っているもの違いますし、本当に少ない部分で支援を必要な子、それから、普通に視力あるのですけれども、本を読むとぐにやぐにやに曲がってしまっていて見えない子、それから私たち普通にしゃべる音が、普通にしゃべっているときは何でもないので、異常な音が入ってきたりマイクを通したりする場合の音にすごく敏感で、もう耳を押さえてなくなってしまう子とか、そういういろんな子供たちの障害がありますよね。

それを、1年生から6年生まで一緒くたにして一つまとめてやろう何ということ自体がおかしいのですが、それでここの中に特別支援学校のパートナー・ティーチャー事業というのが出てきたのですが、厚岸の場合、これはどういうふうな形でやっていくのですか。

- 委員長（大野委員） 指導室長。

- 指導室長（山田室長） パートナー・ティーチャー事業についてお答えさせていただきます。これは北海道教育委員会の事業でありまして、各町内の学校の要請に応じて教育委員会のほうで一度取りまとめをして、要望を出しているところがあります。

現時点においては、釧路養護学校、白糠養護学校、鶴野支援学校、そして弱視の学級あるものですから帯広盲学校、この4校にパートナー・ティーチャーの支援要請を出し

ておりまして、基本的に各学校からは年間で最大3回の派遣を得られる状況になっております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 最大3回ね。やはり、お金の関係もあって最大3回ということになるのでしょうね。

それで、いろんな取り組みをしている学校とか地域もありまして、そういう普通に行っている子の中にも、やはり障害があって自分は訴えられないという子供たちを発見するために、鳥取市だったと思うのですが、ちょっとごめんなさい、はっきりしない、鳥取市だったと思うのですが、小学校1年生の最終学期のときに平仮名と算数の足し算だったと思うのですが、それを全市ということなのですが、学校全員にやらせるということをして、その子のディスレクシアとか、そういうような障害、何かがあるというのを発見するという取り組みもやっているところがあるのです。

平仮名というのは四角い升に書いて、十だったか何か形を整えるような升がありますね。それに、きちっと書ける子とか、はみ出る子、それからバランスが崩れて書く子とか、そのことで目とか、それから体のバランスも含めて発見できるということがあるのだそうです。

そういうふうにして、その子が小学校1年生のときに早く発見してあげることで、何を補助してやれば普通学級でみんなと一緒に学習できるのかというようなことも含めて見つけることができる、そういう取り組みをやっているところもありますし、横浜の小学校だったと思う。自閉の子たちにとっては、一つ一つの項目を順序立てて、ここではこういうことをやりますよとか、こういう内容と示しながらやっていくことで、その学級全体がわかった率が上がったという、そういう取り組みをやっているところがあります。

ですから、障害支援を配置するとか大変かもしれないのですが、そういうような研究とか学習会も含めてやってもらえれば、子供たちの持っている力というものを引き出すこともできるし、障害のない子にとってもプラスになると思うのです。障害を持っていることで、おまえはばかだ、遊んでなんかやれるかとかと、そういうようなことが起きないように、そういうことをしてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 鳥取市ですとか横浜市の先進的な取り組みというところ、勉強させていただきたいと思います。

町内の学校におきましては、それぞれの学校に特別支援教育コーディネーター、これ必ず入っているわけです。一般の先生なのですけれども、研修等を受けてきて、それを各学校のほうの中で機能を生かしていくというようなところになっております。

この特別支援教育コーディネーターが中心となって、いわゆる通常学級にいる困り感を持っている子供たち、いわゆる個別の支援を要する児童生徒についての調査活動を行

っているのです。

これは、小学校でおきましては各学級の担任の先生からの情報を収集。中学校でありましたら、教科担任の先生からの情報収集。それぞれの部分を、もれなく特別支援教育コーディネーターが集約しまして、学校の中において特別支援委員会、これは必ず全部の学校に設置されていますけれども、こちらのほうを開催してそれぞれの子供の状況を教職員の中で確認して対処を進めるところがあります。

今、質問をされた中にありました小学校1年生、なかなか入学当初には状況について把握できないところも、正直なところあるわけです。1年間を通した中において、その子の困り感等を、小学校1年生がみずから私はこれがなかなかできないということが、なかなか発信しづらい部分がありますが、教師のほうからその状況を見とった中で、学校のチームとしてその子に対してのどのような教育支援が効果的なのか、そういうものを検討する場を持っておりまして、必要に応じて保護者のほうにもその情報を提供して対処していただいているというところがあります。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 今、小学校ですけれども小学校高学年、それから中学生になっていくと思春期にぶつかっていきます。そのことの問題点というのも出てくると思います。

ですから、特別支援の子供たちに対する支援はイコール普通の子、普通と言ったら変ですね、ほかの子たちに対する命の取り組みとか、そういう場にもなると思うので、それも含めてやっていただきたいと思います。お願いいたします。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 質問者おっしゃられるとおりだと思います。

基本的には、自分で状況を発信、伝えてくることができると思われるような高学年の児童ですとか中学生さんたち、それらの子たちも含めてアンテナを高くして情報を集めて、そして対処していきたいと思います。

あわせて、保護者の方にも情報をお伝えさせていただいて学校と保護者と、そして当該の児童生徒、ともによりよい環境をつくれるような形で取り組みを進めてまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 ちょっと学校全体にかかわることなので、ここで。

スクールカウンセラーのことについてお尋ねしたいのですけれども、よろしでしょうか。

●委員長（大野委員） はい。

●佐々木亮子委員 カウンセラーを配置しということで、教育行政執行方針にも書いているのですけれども、今の配置状況というのを教えてください。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 現在、配置されている学校は、厚岸中学校と真龍中学校の2校になります。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 以前もお聞きしているのですけれども、そのほかの学校に対しては日にちを決めて回るとか、そういったような対応をしているのでしょうか。  
ほかの学校については、どのように対応しているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 配置校は今言った2校になりますが、あともう1校、太田中学校にも時間数は少ないのですけれども入っております。

また、状況に応じて違う学校に入るケースもあります。例えば例を言いますと、平成15年くらいだったと思いますけれども、太田中学校で先生の交通事故がありました。あの際も子供たちの、やはりそういう精神的なケアが必要だということで、スクールカウンセラーを何日か入れたというケースもありますので、状況に応じて対応できると考えております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 このスクールカウンセラーの役割というのは、とても広くてとても大事なものだと思うのです。

児童生徒、保護者から学校の教師の相談ということもいろいろな面で多大な相談を受けると思うのですけれども、それに対して全て対応をきちんとできて解決という方向に進んでいるのですでしょうか。そういった状況というのは、どうなのでしょう。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒のカウンセリングのほか、おっしゃるように教職員のアドバイスなども業務に入っております。

まず、生徒がカウンセラーに会って、自分の思いですとか困ったことをまず相談できるような、気軽にできるような形をつくっております。その上で、いろいろお話をしていくのですけれども、やはりなかなか難しい問題もありますので、全てが全部解決する

というような内容ではございませんけれども、その話を聞くことによってその生徒が心が安らいだり、その後の学校生活で落ち着いて暮らせるという形にはなっているかなと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 18年度、国の予算でスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、これを増員するというので予算がついたというふうに思うのですけれども、当町ではこのスクールカウンセラーの配置を増やしていくということは考えていないのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） スクールカウンセラーにつきましては道の予算ですので、厚岸町で希望して一度、平成15年からスクールカウンセラーを入れておりますけれども、厚岸町では希望して、当初から厚岸中学校と真龍中学校、あと一時期、高知の学校にも入った時期もありました。

厚岸町としましては、拡大されてもっと利用したいという学校があれば希望は挙げていきたいと思います。

ただ、道の事業ですので、こちらで何校に入れてくれとか何時間増やしてくれとかというような形ではないかなと考えます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 どこに配置してくれという希望というのは、聞いてもらえないのですか。厚岸町に、ただ配置をしてくれというふうに要望をされるという形なのではないでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 執行につきましては、こちらのほうから希望して配置をします。

やはり、いろんな生徒の問題、困り感だとかというのは、やはり大きい学校が多いものですから、それで当初から厚岸中学校や真龍中学校のような大きい大規模校に配置になっているというような状況にありますし、場合によってはさっき言ったように、小さい学校にも臨時的に入るという状況になっております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 このスクールカウンセラーというのは、とても大切な役割だと思います。

今、教員の働き方で、今回いろんな国のほうから案も出されましたけれども、やはり相談なのかも、これから多くなっていくのではないかなと考えていますので、ぜひ適時

に配置ということも考えていっていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） そのように、有効に活用してまいりたいと考えます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 平成30年度から学校司書を置くというお話を聞きました。

ここに出てくる非常勤職員賃金というのは、もしかしたらそれかもしれないなと思いつながり見ておりましたが、それでこの学校司書をまず1校にだけ置くというお話でしたが、どういうやり方でいくのか、学校司書にまず期待する効果というのは何なのか、そのあたりについてお聞かせをいただきたい。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） おっしゃるように、まず小学校に1校、配置をしたいと考えております。

その上で、有効性ですとか、やはりこだけだけ子供が本が好きになったとか、そういう効果を期待しております。役割ですけれども、学校司書ですので学校図書館の読書活動の指導、あるいは具体的にいいますとブックトークですとか読み聞かせも当然やりますし、学校図書館の管理も含めてやります。

あと、児童だけではなくて保護者への読書に対する活動というか、お便りみたいなものも出して保護者も巻き込んでいくと、当然、学校に配置されますので学校の図書計画みたいなものをつくっていただいて、学校の中で学校司書の位置づけをきちんとしていただいて、こういう役割あります、学年ごとに例えば1年生はこれ、2年生はこれみたいな形でしっかりとした計画をつくって、教員とも連携をとってやっていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 学校司書は、全国的には随分と普及してきております。

北海道は、非常に少ない。そういう状況ですよね。

それで、厚岸町でも学校司書を入れるということになったのですが、これは学校司書の能力うんぬんというよりも、それが入ってきた学校でどういうふうにそれを、ちょっと言葉が悪いのですが、利用していくかという、その受け入れ態勢にかかっているのではないかと思うのです。

養護教諭、栄養教諭、学校司書なんというのが、うまくいかないところでは、どうも国語、算数、理科、社会の先生が偉いので、この人たちはその補助者か何かだと。何でああなたが職員会議に出てくるのというようなことを、校長や教頭が露骨に態度で示す

ような学校では、学校司書に限らずこういう人たちが十分な機能を発揮できないという  
ようなことも聞いたことがあります。

厚岸町では、その辺りを含めて学校司書というものを学校の中でどのような位置に位置  
づけて、要するに機能を発揮させようとしているのか、その辺りについてお知らせくだ  
さい。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 学校司書の配置に当たりましては、真龍小学校を予定しており  
まして、実は真龍小学校のほうとは協議を既にしておりまして、学校司書の持つ役割で  
すとか学校での位置づけ、おっしゃるようにそういう学校自体が学校司書をうまく利用  
できなければ、本当に宝の持ち腐れになると考えております。

その辺を、真龍小学校の学校のほうにもきちんと理解をしていただいていると思いま  
す。打ち合わせも何回かさせていただきまして、こういう目的を持って学校司書を入れ  
ると、町の施策として単独でやるという部分もありますし、釧路市辺りは入っている学  
校もあるので、パート、短い時間で入っているというような部分もあります。

厚岸町は非常勤ということですので、一日約6時間弱の勤務になります。月曜日から  
金曜日まで入りますし、当然、学校図書館のほうに籍を置きますけれども、職員室のほう  
にも席を置いて先生方との、当然コミュニケーションも必要でしょうし、いろんな部  
分で教科、準備の段階で例えば理科ですとか国語ですとか、こういう図書が必要だとい  
うような相談も受けて、それらも当然、準備するためにはぼつんと学校図書館のほうに  
座っているだけではだめだと思いますので、その辺については学校のほうも十分理解し  
ていただいで進めていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。それで、真龍小学校に籍を置くということですが、他の学校  
との関係というのはどういうものなのか。

それから昨年だったか一昨年だったか、厚文の視察で行ったときに学校司書を昭和23  
年からやっている県があるのですけれども、そこのある町で話を聞いてきました  
が、そのときには学校司書の大きな役割の一つとして、学校図書館だとか子供たちや  
その父兄に対する本についてのいろいろな話のほかに、その学校の先生、それが授業の  
組み立てをするときに、いろいろな資料を必要としますよね。そういうときのお手伝  
いとか助言とか、それも非常に大きな仕事なのですよという話も聞いてまいり  
ましたが、その辺りもちろん、今これから始まるという中で差し当たっては真龍小学  
校の先生たちだと思いますが、そこでのそういう認識も得ているという、この件につ  
いてもお聞きかせいただきたい。

●委員長（大野委員） 管理課長。

- 管理課長（高橋課長） 籍は、真龍小学校に置きます。今現在、今回初めてな取り組みなものですから、まず真龍小学校の中でしっかり学校図書館を活性化し、本当に子供たちが喜んでつかってもらえるような形をつくっていただくと。その上で、教育委員会といたしましては広げていきたいと。

真龍小学校を拠点として中学校になるのか、あとは厚岸小学校になるのか、その辺の形はこれから発展性をもって考えていきたいと考えております。

まず、それについても今回の司書の配置、これが本当にいいものだというように、こちらのほうでも期待しておりますし、そういうふうになるように学校のほうとも十分連携をとっていきたいと思います。

また、さらに厚岸町には公共図書館、情報館がありますので、そことの連携も当然必要になってきますので、情報館のそういうノウハウも取り入れて運営をしていきたいと考えております。

- 委員長（大野委員） 指導室長。

- 指導室長（山田室長） 続けて、指導室から授業にかかわる学校司書とのかかわりにつて、真龍小学校のほうと事前にいろいろとニーズについてお聞きしてきているところがあります。

一つは国語科の授業で、例として5年生の国語で雪わたりという教材があります。宮沢賢治の作品です。この宮沢賢治の作品を学習するに当たって、現在、学習指導要領では並行読書とあって、同じ作者の作品を読みましょうというところが時間として位置づけられてきているわけです。

この並行読書に当たっての宮沢賢治作品を探すという部分を、この学校司書に期待しているところがあります。学校の蔵書の中には、これらが全て網羅されている状況ではありませんので、直近の情報館等との連携の中において、その蔵書を集めてくるというようなところを期待しております。

同様に理科、こちらのほうのニーズもありまして、3年生の昆虫についての学習において学校にある蔵書数、図鑑等においては限界があります。こちらについても、情報館等との連携の中において必要数を用意するというようなことを期待されているということまでつかんでおります。

- 委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、進みます。

3項中学校費、1目学校運営費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目学校管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 332ページ。3目教育振興費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。  
4番、石澤委員。

●石澤委員 ここである青少年育成センターというのがあるのですが、今どのような活動をしているのですかね。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） お答えさせていただきます。

青少年育成センターの活動であります。生涯学習係、真龍小学校に事務所を構えておりますが、そこに育成センターの所員ということで1名雇用しております。勤務日数につきましては、一月10日程度なのです。主な活動になりますが、青少年の健全育成ということでパトロール、よく青い灯を回して夜間のパトロールを行ったり、あと事業といたしましては、社会を明るくする運動関係のパレード等の事務を行っております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 青いというのは、車でパトロールをするということですか。パトロールするという意味は、どういうことに。何かがあったら困るということで、パトロールをしているということなのですね。

青年育成センターとなっているものですから、高校生ぐらいになった子たちとか、そういう高校へ行っていない子はいないと思うのですが、そういう子たちのそういう困り感みたいなものも含めて相談に乗れる場所なのかなと思ったものですから、聞いたのですけれども、その辺はやっていないということですか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） 今質問にあったいろんなことは実際しておりませんで、やはり主にパトロールといいますか、何か事故に遭う前の予防ということで抑止効果を兼ねたパトロールということを中心に業務とさせていただいております。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、338ページ。2目生涯学習推進費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目公民館運営費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目文化財保護費。  
8番、南谷委員。

- 南谷委員 まず、343ページ。修繕料75万円の計上がございます。その修繕料の内容についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（高橋課長） 修繕料の内容についてお答えさせていただきます。

計上額75万円でございますが、太田地区にあります太田屯田兵屋の屋根の部分の吹き抜け、煙突状になっている箇所がありますが、これが昨年9月末の荒天等により一部破損いたしましたして、それを新年度予算で修理するための計上となっております。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 なかなかあそこまで見に行かれる方、私も二、三回しかないのですけれども、やはり町の貴重な財産でございますから、しっかり管理運営をしていただきたいと思います。

次に、参ります。345ページでございます。史跡国泰寺跡整備検討委員会、44万4,000円ここでお尋ねをさせていただきます。

これは計上額、今年度も全く同額だという認識をしております。ずっと前から気になっていたのです。この何年間もそうなのですが、今年も特に平成29年度12月補正で30万9,000円の減額補正をしております。例年よりも多いのですよ。40万円のうちの30万円を減額するよと。この事業の目的、この委員会のやろうとしている目的と減額になった、どういうことでこういうふうになっているのかということについてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（高橋課長） まず、この整備事業の目的であります。史跡国泰寺跡は昭和48年に国の史跡に指定されておりまして、江戸時代のたたずまいを残しているという貴重な文化財となっております。

その貴重な文化財を後世に伝えるために、周囲の環境を含めた整備を図るというのが主な目的でございます。検討委員会でいろいろもんでいただき整備計画をつくっているところであります。

平成29年度の3月補正ですけれども、30万円の旅費の減額をさせていただいておりますが、これにつきましてはこの委員会は委員4名で、町の単独事業ということで行わせていただいておりますが、計画が移行するにつれて、国の補助事業となるものから、国の文化庁の文化財調査官と北海道の文化財の担当者2名をアドバイザーということでお願いしております。

その分の旅費も計上しておりますが、29年度につきましては年2回の委員会ともですが、公務により出席ができなくなったということで、アドバイザーが2名欠席になったというところでの大幅な減額となってしまいました。ということで、ご理解をお願いいたします。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 整備計画、江戸の趣を残すための環境の整備のための検討委員会、毎年見ているのですけれども、毎年減額なのですよ。旅費が安すぎるから来ないのではないのですか。そういうふうに疑いたくなるのだね。ずっとこれ、この数字を見ていて、毎年、何でこうやって下がるのかなと。

やはり、国泰寺の整備計画も私の見る限り平成30年度、同じ数字上がっているのですけれども、検討委員会の費用はいいのです。この検討委員会のやっている実態については、委員会そのものの費用しか上がっていないからこうなのですよけれども、その後ろに大きな目的があるわけでございますよね。国泰寺の環境整備を含めて江戸の趣を直すために、全くその辺については平成30年度も同じような数字が上がっているのですけれども、またぞろアドバイザーがこの何年間ずっと来ていないのですよね、1人、2人。100%になった記憶は、私はないのですよ、いかがですか。

- 委員長（大野委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（高橋課長） 過去における会議でございますが、平成27年度までは年3回この委員会を開催しておりまして、年2回ほど来ていただいております。

28年度につきましては年2回開催させていただきまして、一度来ていただいておりますので、全く来ていただけないという状況にはなっていないと思っております。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 開催していないのではないけれども、必ず欠席者いるのですよね、減額にな

っているということは。それも、大学の先生かよくわからないのですけれども、そういう偉い先生だと思うのです。

でも、やはり予算の獲得かは、私の勝手な想像なのですけれども、一向に事業も進まない、委員会もそろっていないとなると、私はこっちには詳しいほうではないのですけれども、もうちょっとしっかり厚岸町の国泰寺の環境整備、それから江戸の趣を残すという、これにしっかり担当課としても取り組んでいなのではないかと、かように思われるのですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） すみません。ちょっと今、答弁が悪かったので申しわけありません。

この委員会につきましては、委員4名とアドバイザーからのご意見をいただき進めてまいります。欠席に至った経緯なのですが、日程につきましては我々が提示をして決めているのではなく、最初に北海道教育委員会の文化財担当者の方に打診をして、その方と文化庁の調査官が日程を調整をして、いついつなら来られますよという中で地元委員の方をお願いをして日程を開催しております。

29年度につきましては日程を決めた後、公務で来られなくなったということで欠席となり、4名の委員で開催をした結果となっております。なのですが、昨年3月に開催した委員会において、文化庁と北海道教委の調査官の方に史跡国泰寺跡整備計画の案のたたき台となるものを提示させていただいております。

それが、認められると補助事業のほうに進行し進んでいくものと思われましたが、一部文化庁の調査官のほうから不備の指摘がございまして、今その不備の箇所を委員の協力をいただいて訂正しているところでありまして、29年度、2回ともアドバイザーは欠席だったのですが、委員会としては不備な箇所の訂正に取り組んでいるところでありませぬ。

これにつきましては本年の6月ごろをめどに改善を図りまして、30年度の第1回目の整備委員会を7月頃に開催し、アドバイザーの理解をいただき先に進めていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 初めから、そういうふうに言ってくれば何となく納得はできるのだよね。

平成30年度に向けて、なかなか相手もあるだろうし町民感情やいろんな問題が内在していると思います。担当課長、就任されてこれを引き継いだわけですが、なかなか急いでやれと、私は決して言いません。ですけれども、この問題についてはやはりとどまることなくしっかり担当課としても前向きに進んで行かれるように取り組んでいただきたい、いかがですか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） 今ご指摘いただいたとおり、スピード感をもってこの事業を取り進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 ここは、文化財保護ですよ。博物館とかもあるのですけれども、今年は北海道150年というのを高らかにうたっています、道もね。

でも、その150年の下にはアイヌの人たちにとってはどういう文化だったのかなとあるのですが、アイヌ文化に対して、厚岸町でのアイヌ文化がどうだったかというような掘り起こしというか、そういうようなこの150年に向けて、それを何か調べていくところも出ているみたいなのですけれども、そういうことはどういうふうに考えているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） 今質問にありました、今年は北海道命名されてから150周年ということで、町としてはいろんな企画を考えておりますが、質問にありましたアイヌ文化と、ちょっと結びつくかはどうかはわかりませんが、今考えているのは北海道の名づけの親として有名であります松浦武四郎、これが幕末期にかけて厚岸町を三度ほど訪れておまして、それでそれぞれ厚岸の風景や地名を残した紀行文が残されております。

それには、当然アイヌ語の地名も含まれておりますので、そういうところから町民に広く周知をしたく、企画展や講演会を企画しているところでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 アイヌの人たちのかかわりで言えば、負の部分もあると思うのです。

それで、本当に150年と言う以上は、北海道の開拓で入ってきた人たちが小作として働いたところ、それからアイヌの方たちがその土地を取られて一緒に集められたというようなこともあります。

今言われた松浦武四郎は、北海道の役所で開拓使で働いていたときに、アイヌ民族をひどい条件で働かせていた悪質な業者に漁場を運営させないように提案したと。だが、これはかなえられず、武四郎は間もなく役所をやめたというような記述もあります。

それで、やはりどういう歴史で北海道というのができ上がってきているのかということを含めて、この150年ということはそれも含めて考えていくべきだと思うのですが、そういう私たち側というか、本州から来た人間側だけでなく、この北海道というものに住んでいた人たち、その人たちも含めて、アイヌの人たちの文化というのは正直循環型の文化なのです。取り尽くさないし、育てるという文化もアイヌの人たちの中にあります。

だから、そういうようなものも含めて、今回150年ということで少しずついいから、

そういう見直していくというか、そういうのも必要だと思うのですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） 今ご指摘いただきましたアイヌの方の文化というところも町民に語りながら、そのような企画展を考えていきたいと思いますので、ご理解願います。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

5目博物館運営費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目情報館運営費。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 355ページ、情報通信講習というのがありますけれども、これは執行方針にも書いていますけれども、翔洋高校と連携をしてパソコン云々ということですが、これどういった内容になるのか、まずその説明をお願いします。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） 情報通信技術更新49万円の計上でございますが、今質問にありました中学生、高校生の部分の説明をさせていただきますが、毎年、町民を対象にワード、エクセルのパソコンソフトの初心者教室と応用教室、プラス年賀状の作成講座というのを毎年、予算計上させていただいておりますが、30年度は新たな取り組みといたしまして厚岸翔洋高校を会場として、まず高校生ですが就職を希望される3年生が就職活動や就職後の事務などに有利になるようにパソコン講習を行うと。

これにつきましては、既に学校でパソコン教室を取り入れていただいているようですが、その学校と連携を図り、その上のスキルのアップをした、学校でやっているパソコン教室の上の講座を、情報館として講師を招聘し行いたいと考えております。

翔洋高校には、全部でパソコン教室で31台のパソコンがありまして、情報館でやるのであれば8台しかないものですから少数なのですが、翔洋高校でやることにおいて31名、大体翔洋高校の就職希望者が毎年30名ほどいるということですので、ちょうど台数にも合いますので夏休みと冬休み、短期集中で大体12時間程度のパソコン教室を行おうと思っております。

次に、中学生ですけれども夏休みを利用して、これは学年は関係ないのですけれども、1年生から3年生まで募集をして、同じく翔洋高校のパソコン教室31名、募集をした中で中学校にも、中学校は初級教室を開催しパソコンのスキルの向上に努めたいと考えております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 翔洋高校について、スキルアップというのですか、さらに技術の向上をするためということだったのですけれども、保護者の方からもうパソコンが苦手のうちにもパソコンがないし、そういう場合はどうしたらいいのでしょうかと、パソコンをやっているでも実際わからないという、このためにはこういった講座というのはないのでしょうか。あくまでも、スキルアップを目指すというところなのではないでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） 今回、高校で行うに当たりまして、ちょっと私どもも驚いた点がありまして、翔洋高校でパソコンの授業を相当やられておりまして、正直そこまで進んでいると思っていなかったのです。学校と打ち合わせさせていただいた中で、ある程度の技術までいっていると。それをステップアップする形で、うちがやりましょうということで、非常に学校からも喜ばれているということになっております。

今、指摘のありました余りできない方については、情報館で行っている一般のほうを受けていただければ対応できるかなと思っております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 やはり就職を希望されているお子さんを持っている保護者の方から、やはりパソコンで技術を身につけなければならないよねというような要望も、私のところにも出されていますので、この講座というのとはとてもいい講座だなと思います。

そこに参加した子供たち生徒が、きちんとその中でパソコン技術を身につけられるような、そういった講師もいるのでしょうかけれども、しっかりした講師の派遣などもお願いをしたいと思います。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） 講師につきましては、長年情報館のパソコン教室をお願いしている釧路の方をお願いしておりまして、我々にとっては相当レベルの高い講師と思っております。

今回は、先ほども言いました就職活動に有利になるようにということに、ちょっと視点を当てております。初めての取り組みなものです。来年度以降もうちょっともうちょっと広めた形でできればと思っておりますので、ご理解願います。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

5番、竹田委員。

●竹田委員 情報館運営費の修繕料のところ、ちょっとお聞きします。

情報館の外にあるパーゴラってわかりますか、パーゴラ。

屋根のように見えるけれども、屋根の役割を全くしないやつ。赤く、2メートル、3メートルで均等にずっと張っているやつ。屋根みたく見えるけれども、その下にいると雨降ると全然意味のなさらない、ただ格好だけというやつ。あれ、以前にくじらをイメージして、何か波打ってつくっているらしいということを知ったのですけれども、あれ以前に腐って何年か前に取りかえましたよね。

取りかえたのだけれども、そのときに思ったのは木というのは、多分青木なのですよね。特別腐れに強いヒバとか、そういうものを使っているわけではないので、すぐまた腐ってしまうのですよね。上からつっている状態でとめているだけで、根本がビスとかでとめている部分が腐っちゃうとぼとんと落ちてくるのですよ。

やはり、屋根のような形になっている物体なので、結局その下、人間歩くのですよね。ちょっともう危険だなと、いつも見ているのですけれども、近くの建物で子供たちが遊んでいてビスか何か飛び出てけがしたと言って、それで賠償金を払った例もありますよね。

あのものについてのパーゴラの実態を把握して、木ですから大体3年に1回くらいは塗装をして維持管理していかなければならないものなのですけれども、直してから1回も維持管理はしていないはずなのです。そういう危ないものなので、ぜひ実態を把握していただいて調査してもらって、予算を組んでだめなところを直していったり、定期的に塗装していくなどの措置をしてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） 指摘を受けました箇所ですが、実は情報館の職員等は、30年度に今言われた箇所、あとは雨漏りがちょっと何カ所かありまして、それを含めた中での修繕を3カ年計画に登載していただけるよう、この春から取り組もうという話はもう既にしておりまして、今後そこらの箇所の検討をいろいろさせていただき予算計上に向けてしたいと考えております。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、次へ進みます。

354ページ。6項保健体育費、1目保健体育総務費。

ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 2目社会体育費。

3番、堀委員。

●堀委員 ここで、教育行政の執行方針の中で新たなスポーツ事業の展開といった中で、本年度はボッチャというスポーツを幅広く町民への普及を図ってまいるということで書いてありまして、一応資料としてボッチャ競技に関する参考資料というものをいただきました、読まさせていただきました。こういうスポーツってあるのだなと思ったのですが、まず初めにこのボッチャ競技を今回この執行方針の中でも取り入れて新たなスポーツ事業として展開しようとするに至った経緯、なぜこのボッチャという競技を本年度選定した中で進行していこうと考えたのか、これについて、まずは説明していただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） ボッチャの資料を出させていただきましたけれども、もともとボッチャというものにつきましては、障害者の競技スポーツということで考案されたものであり、現在はパラリンピックの正式種目ともなっておるようでございます。

これは、ただ一概に障害者だけのスポーツというわけではなく、障害者も健常者も一緒になってできるニュースポーツということで可能であり、ルールも余り難しくはないということで、今回私どもとしてもこのボッチャを広く普及させていきたいと考えたところなのですけれども、過去においても厚岸町におけるスポーツ振興の中で障害者スポーツという議論もございました。障害者も今B Gの体育館を使われて週に2回ほど利用されている障害者団体の方々もいらっしゃいますけれども、そういった方々がもっと広くいろんなスポーツを楽しめる状況はないかということで、今後、健常者も障害者も一緒になって楽しめるボッチャという競技に目をつけまして、これを導入することによってより幅の広いスポーツ振興を図れるのではないかということで、今回予算の要綱を要求させていただいたという内容でございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 わかりました。今現在、それでは厚岸町の中で競技団体というか、そういうものというのがあるわけでもないのではないのかなと思うのですよ。といった中では、やはり体育振興課、今度、春からはスポーツ課と名前が変わるのですけれども、そこが主体となって町民、障害者も健常者も合わせた中で振興というものを図っていこうということなので、ぜひ広く町民のほうにもたくさんの方が、いろいろな方が楽しめるスポーツとして、皆から喜ばれるスポーツになるようにも、ぜひ努力して普及というものを図っていただきたいと思うのですよ。

では、今年是这样やってボッチャですよと。指導員という者にもスポーツ課のほうできちんと指導する人なりを、要請した中で普及していくよというふうになるのでしょうかけれども、では厚岸町において、では今後のスポーツ振興、他のスポーツの導入というものを図っていこうといったときに、どう考えているのか。厚岸町はもうこのボッチャの導入だけで、しばらくはもう何もしないのだよというようなことにもなるのか、いやいやまだまだこれからもどんどんいろいろなスポーツの普及を図っていくためにも、いろいろなスポーツの指導者の育成というものを図りながら、どんどんスポーツ振興を図っていくのだというふうに考えているのか、この辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 今回ボッチャの用具購入ということで、せっかく予算をつけていただくことになるわけでありますから、競技スポーツといってもどちらかと言うとレクリエーションの性格が強いものになるのかなとは思いますが、これをまずは普及させていって、その後、特に厚岸町の場合、ちょっと冬場の運動スポーツがもう少しこ入れをしていく余地も、まだあるのかなという考えも持っておりますので、今まさに課の名称も体育振興からスポーツに変わるということで、今現在のスポーツという概念が昔から言われている、そういう教育に特化したものよりも、より手軽に誰でもどこでもできるレクリエーションの性格を含めた、体を動かすことに特化したスポーツというような部分もございますので、競技スポーツに特化しないような、もう少しレクリエーション性の性格を強めたようなスポーツといいますか、そういう部分の普及、そちらのほうにも力を入れていきながら、トータル的な年間を通して誰でもスポーツに親しめるというような環境をつくっていければいいなと考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それで、スポーツというのは本当に健常者から障害者、今、平昌のほうではパラリンピックというものもやられている中で、本当に幅広くいろいろなスポーツというものが今回、私はまだこのボッチャというものが全然わからない競技というものが教えていただくことにもなったのですけれども、といったときに一つの町で、それではそれらのいろいろなスポーツに対しての指導とかができるだけの体力というか、人員的な配置の問題とか、やはりそういうものが一つの町でいろいろなスポーツに対応していこうとしたときに限度があるのではないかと、私は常々思っているのです。

常々私のほうで言うのは、やはりこういういろいろな幅の広いものというものを一つの町でやろうとせずに、少なくとも釧路管内、釧路市を中心としたり、隣の町とかも含めた中でいろいろな場所でのスポーツ、厚岸ではボッチャだよと、でも釧路町では別なスポーツだよとか、そういうものの中できちんとした指導員という者をその町々が分散して持つことによって、そこに移動しながらやることによって、より幅広いスポーツの振興というものが図れるのではないのかなと思うのですよ。

これは以前から言って、何とか管内のそういう連携というものを取れるようなものを考えてほしいとお願いしてきているのですけれども、そういうものというのは管内的な動きというものは、何か出てこないものなのでしょうか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 管内のスポーツにかかわる方々の連絡協議会というようなスポーツ推進委員、昔はスポーツ指導員と言いましたけれども、そういった方々の連絡協議会等もございまして、定期的にそういった方々の研修会みたいのも開催をしております、そこの町々のニュースポーツといいますか、いろんなスポーツが開発されてといますか、自分たちでつくったスポーツであるとか、単純な玉入れの大会であるとか、そういった部分もやっている町村もございましてけれども、なかなか施設の問題もありますし、確かに体育協会の構成団体もだんだん減ってきている部分もあって、限られた人口の中でさまざまなスポーツを実施するというのは、大変難しくなっている部分は確かにありますけれども、そういった中で確かに町村ごとのスポーツをやって交流を図るといことも考えていく必要性もあるかとは思いますが、ちょっとその辺については、もう少し勉強をさせていただきたいとは思っておりますけれども、まずは厚岸町につきましては、今回のこの事業を何とか普及させていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 いろいろな町が、例えば全部の町が野球場を持つ、ソフトボール場を持つ、スケート場を持つとか、屋内競技場を持つとかとあって、一つの町で当然施設をいろいろなものが持てればいいのしょうけれども、だんだん財政的には厳しい、人口的にも減ってきている中でといったものも、やはり状況としてはある中においては、これはやはりそういうものを含めたものは、やはり管内、本当に釧路管内だけではなくて、根室管内、十勝管内も含めて、道路状況というのがもうよくなって移動時間というものが昔と比べて大分少なくなっている。厚岸町においても例えばアイスホッケーをやる人というのは、やはり常に釧路市のほうのリンクのほうに好きな人は昔行っていた、今はちょっと最近そういう社会人競技の中で通っているかどうかというのは、私も確認しているので、昔はそういうふうに通ってまでもやっていた人方がいたのですけれども、そういう人の交流をより一層高めるためにも、やはり管内的な取り組み、これはぜひ厚岸町、まず管内の中では動きがないのであれば、厚岸町からでもぜひ声を高めていただいて、そういう分散した、管内一つがスポーツ団体なのだというくらいのもので高めていただきたいと思います、切にお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（酒井長） まず、体育振興課からスポーツ課に名称を変更しました。

これは、先ほどの答弁にもありましてとおり、体育というどうしてもどちらかと言

うとフィジカル面、そしてまた教育面の意味合いが非常に前に出てくる印象が強い。

それで、老若男女の全ての町民を対象に障害のある方も含めてスポーツに親しんでいただいて、健康づくりや体力づくり、そしてもっと言えば人間関係づくり、そういったところをもっていきたいという意味合いで、このスポーツ課と名称を変更させていただきました。

今ご質問にございましたとおり、スポーツに親しむ、あるいはスポーツを楽しむということにももちろん町村の壁はないと、それは私も考えております。

今おっしゃられた提言をいただいた部分につきましては、まずは厚岸町内で今やろうとしていることを、まずきちんとやらせていただきたい。一方で、他町村でどのような特徴的な、得意とする部門のスポーツが他町村にあるのか。そして、それがどの程度、それらの町村外に開かれたものになっているのか。そういったものの情報も収集させていただきながら、今後ではそういったものがあるのであれば、町民の皆さんに対してこの部分は周知していけるねというよなことをこちらで判断させていただきながら、町内に住んでいる方々のスポーツに対するスポーツ振興というものを町内的な視野から、あるいは視野を町外に広い観点から町民の皆様のスポーツ振興を図っていきたいと考えております。

- 委員長（大野委員） 次、6番、委員さん、手を挙げていますけれども昼食にしたいと思います。

再開は、午後1時といたします。

休憩します。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。

6項保健体育費、2目社会体育費から進めてまいります。

6番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで、お聞きします。スポーツ障害についてお聞きします。

まず、教育行政執行方針の中でスポーツ障害に触れておりまして、町内のスポーツ障害件数も減少傾向にあることからという言い方なので、昨年1年で何件ぐらいあって、どんな内容だったのか。

- 委員長（大野委員） 体育振興課長。

- 体育振興課長（高橋課長） 最近のスポーツ障害における調査でございますけれども、平成28年度の調査の内容ということでお答えさせていただきますが、小学校の少年団の野球で野球肘が1件、それから小学生のサッカーをやっている児童におけるオスグット

・シュラッター病が1件とオスグット・シュラッター病という、ちょっと片仮名の部分でございませけれども、両側または片側の頸骨骨端の腫れ及び正座時、運動時の疼痛を来す疾患というような形で、骨端の一部が剝離骨折を起こすものということで、安静にしておけば数カ月で治癒するというような症状でございませけれども、こういった2件の症状が報告をされております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 29年については、まだ情報は上がってきていないということですか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） このスポーツ障害における調査でございませけれども、現在のところ隔年実施ということで行っておる関係上、29年度においては調査は行っていないという内容になってございませ。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 昨年、実施しているとは、2年単位で統計が出るということでしょうか。そうですね。

それなら、27年と28年を一緒にして言わなければならないのではないですか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 前回の調査でございませけれども、平成26年度でございませけれども、平成26年度においては6件のスポーツ障害が報告をされております。

こちらにつきましては、右肘の剝離骨折が2件、それから右前腕痛が1件、腰椎分離症が2件、それから座骨神経痛が1件という内容になっております。

また、平成24年度の調査におきましても同じく6件の障害の報告がされておまして、これにつきましてはシンスプリント障害が1件、オスグット・シュラッター病が1件、腰椎分離症が2件、腓骨疲労骨折が1件、座骨大腿二頭筋付着部炎が1件と、これで6件というようになっております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。2年に一遍ずつの調査で、その年のというのではなくて、この2年間分のを一緒にして出しているということなのですね、今の言い方ですと。

28年の前というのが27年でなくて26年とって言うわけだから、そういうことですね。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この調査につきましては、あくまでも単年度調査ということで隔年になりますが、その1年の部分については空白ということで、調査の対象にはなっておらないのですけれども、あくまでも平成28年度ということになりますと平成28年度中に発生したスポーツ障害の件数ということで、今のところはつかんでおる内容でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 調査自体に、ちょっと疑問を感じますね。

1年間調査したら次の年、何あったって関知しませんということになったら、統計としては非常におかしいでしょう。傾向がこうありますよということは、一応言えるかもしれないけれども。事は、中心となるのはやはり児童生徒の健康ですよ。

それが、今年は調査の年だから何件出ました。去年は、調査の年でないから幾らあるかわかりません。そういうものではないと思いますけどね。そのこと自体も検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 従前からの調査の手法といたしましては、今お答えしたとおり隔年実施ということでやらさせていただいておりますけれども、今後の調査の手法につきましては、今一度、検討して進めさせていただきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それから、野球肘ですとか剥離骨折ですとか、いろいろ出ていますけれども、この原因というものはわかりますか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 明確な原因というものにつきましては、ちょっと捉まえてございませんけれども、一般的にこういった症状が出る部分につきましては、繰り返し同じ動作を行うことによってその部分に長期的な力が加わることによって、その部分が炎症を起こしたり剥離骨折を起こしたりとすると、そういった部分が主な要因になっているのかなと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 野球をする人には野球肘、テニスをする人にはテニス肘というような言葉がありますよね。ある種の部位だけ過剰に負担をかけるというと、これはそういう障害が

起きる。

スポーツ障害と言われるものの中には、やはり一時的なけがというもののほかに、そういう使いすぎによる障害というのが、やはり非常に大きな要素になっていますね。

余計な話ですが、大リーグに行って活躍した日本の何人かのピッチャーが向こうでもって肘や肩の手術をしています。それについてはいろんな話があるのですが、一部の整形外科、スポーツ医学をやっているお医者さんに言わせると、その傷はアメリカに行ってからできたものでないと、高校のときだと。中学高校のときの傷だと断言でしているお医者さんまでいますね。そういうふうに、成長期における過剰な負担というのは、非常に大きな負の部分を残すということは、もう明確であろうと思われます。

それで、厚岸町ではスポーツ障害というものを、特に成長期の人たちを中心にしているような施策を打ってきていると思います。

それで、この29年、1年間にスポーツ障害に関してはどのような施策を講じましたか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

- 体育振興課長（高橋課長） スポーツ障害についての取り組みといたしましては、従来までもスポーツ指導者であるとか学校の関係者、それから日常的にスポーツを実践している方を対象にしたスポーツ障害の予防講演会でありますとか、ストレッチの講習会、スポーツテーピングの講習会といったようなものを開催をするなど、継続的に予防の啓発活動を行ってきております。

昨年3月には、遠矢のささき整骨院さんの佐々木先生を講師にしてスポーツのテーピング講座というものを開催をさせていただいております。

これについては、どちらかという予防から見たテーピング講座というような内容で実際に参加者が2人1組になってテーピングを行って、実際に状況を確認したというような講習会をやっております。

また、スポーツの指導者に対する取り組みといたしましては、年に2回開催されております体育施設の使用割り当て会議というものがございますけれども、それに参加をいただく少年団の指導者であるとか部活の指導者の方に対しても、日頃のスポーツ活動における準備運動ですとかストレッチ、それからクールダウンの必要性についてお願いをしてきております。

また、少年団活動であるとか部活動における活動時間、指導方法、指導体制につきましても、全国的な課題として行き過ぎた指導方法、かつ勝利にこだわりすぎて過度な練習を行うといったスポーツ障害が発生しないように、適切な指導体制と休養日の設定について文書により通知を行っておるところでございます。

そういったところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 今お聞きしましたが、そういう施策がどの程度、効果を上げてきているでしょうか。

その点については、何か調査をするなり評価をするなりしていますでしょうか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 効果と申しますか、冒頭お答え申し上げました隔年実施をしておりますスポーツ障害実態調査、この中で出てくる件数を見る限りでは平成24年、26年、28年と、この6件ぐらいあった障害件数が、2件に減っているといった部分を見る限りではある程度の指標というか、実績が出てきているのかなという部分はありますけれども、それとて継続的な指導啓発を行っていかなければ、また元に戻ってしまう可能性もございますので、こういった部分の数字を参考にしながら継続的に指導の啓発をしていくと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 1年間に2件でも3件でも、剥離骨折なんというのはどうやったって、これ運動のし過ぎだなと言われるのではないかと思うのですがね。そうではないのであればいいのですけれども、そういう原因をできる限り究明して、そしてこういうようなことから、こういうようになったのが町内で起きているという情報は、それぞれの指導者や関係者には流しているのですか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） この調査の結果については、その以外の少年団であるとか、部活動の指導者関係には、現在のところは情報的な部分では共有はしてございません。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 指導の仕方によってはこういうことが出てしまう恐れがあると、それを少しでも防ぐようにやっていかなければならないということは、これはみんな考えていると思うのです。

ただ、そういう事例が日本のどこかの話ではなくて、この町の中でも出てしまっているのだということの情報は、やはりみんなが共有すべきだと思いますので、その辺りもご検討いただきたい。

それから、もう一つ今回、体育振興課がスポーツ課になりましたので、スポーツ障害という言葉も実に適宜な言葉になってしまうのですが、スポーツという言葉の中にはどうしても競技、勝ち負け、そういうものの色がやはりついて歩きますよね。

先ほどの教育長のお話ですと、ラジオ体操も散歩もスポーツになるのだろうと思うのですが、通常世間では余りそういう色でスポーツを見ませんよね。ですから、その辺りは特に説明が必要になるということだろうと思ひまして、お聞きしておったのですが、競技ということになりますと勝った負けたということが、非常に大きな部分に入ってきて

ますよね。オリンピックを見るまでもありません。

昔、私が小学生の頃は、町内の対抗があれば精いっぱいでした。今は、管内どころか道内があって全国大会までありますね。そうすると、相当に本人もそうですし、指導者も勝利を目指して励むわけですよ。それで、何よりも恐ろしいのは本人よりも親御さんが熱くなってしまうことです。そうすると、勝てない指導者は無能であると、極端に言う。そういう空気が出ている地域というのは、幾つも見えています。そういう中で、本人の体を守るということは、大変に難しいけれども大事なことで、そのように思っておりますので、そういう関係者という中には、やはり実際にスポーツをしている親御さんの理解、保護者の理解、これも非常に大きな要素だと思いますので、そういう観点を得た施策をぜひ進めていただきたい。

それと、30年度はどういうことをやろうと計画しているのかもわかればお聞かせいただきたい。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 本人のみならず、保護者の加熱する部分という関係でございますけれども、先日スポーツ庁のほうからの報道もございましたけれども、加熱するスポーツに対する強い指導と申しますか、そういった部分を長期による生徒の負傷リスクを避けるという狙いもありまして、学期中の1学期の1日の活動時間にかかる平日の部活動等の制限時間ですとか、これを2時間以内にするでありますとか、休日の活動時間については3時間以内にするといった部分、あと週に2日以上以上の休養日を設けるというような部活動の運用に向けた指針案というものも出してきているようでございます。

こういった部分も含めまして、トータル的な適正な運動に対する指導方法の確立といった部分を、もう少し積極的にやっていければなと考えております。

また、今後のスポーツ障害に関する取り組みの予定でございますけれども、今年度、恒例と申しますか毎年やっておりますスポーツ障害予防講座の部分であります。この3月に釧路短期大学のヤマザキ教授を講師にスポーツと栄養学という関係で、スポーツ活動に必要な栄養素やスポーツ障害と栄養の関係についての講演を予定をしております。

また、その他の取り組みについては、従前からやっている取り組みと重複することになるとは申しますけれども、こういった部分を繰り返し繰り返し、息の長い普及指導啓発と申しますか、こういう部分については重複することになるとは申しますけれども、途切れないように活動を継続して、普及指導を行っていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

3目温水プール運営費。

ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 4目学校給食費。

4番、石澤委員。

●石澤委員 今回4点目はということで学校給食費の充実でありますというふうに、ここに載せられています。

学校給食、より一層楽しんでもらうために地元の伝統的な料理や全国各地の郷土料理、食育の授業等ということで、セレクト給食の実施などがなっているのですが、子供たちのこういう食育も含めて、今までやってきた中で子供たちの特徴的にここがよくなったとか、これがすごく食に対して関心を持ったというような点は、どういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 学校給食の関係でありますけれども、まずはっきり数字にあらわれているのが、残滓が減っております。と申しますのは、栄養士が平成26年度から学校のほうに行きまして、給食時に児童と食事を取って、その際にいろいろなお話をするという取り組みを始めまして、翌27年度から食育を始めております。

数字で申しますと、平成26年のときの残滓の割合が16.1%、全体ですけれども、小中合わせると16.1%のものが、平成29年度、今年度ですけれども、3月分の中までの状態で12.4%に減っているということからとりますと、町内の小学校2年生が給食センターのほうに来て、施設を見学してお話を聞いたりして、そういう取り組みもセンターはしているものですから、そういうものも影響して残滓も減っているのかなと考えます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 この中で地元の食材を使うとなっていますが、農協も酪農もありますし、漁業の町でもあります。特に、新しく地元の食材で使った物というのはあるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 一番新しいところでは、太田農協の極みるくを給食のほうに使わせていただいています。

その前は、町内の森高さんの牛乳を使う日がありましたけれども、それに加えて極みるくを農協のほうから値段も安価にさせていただいて提供していただいていると。地元の牛乳ということで供給をしております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 前に牛乳の話をしたときに、牛乳が結構高いのだと。給食費で占める割合がとても多いというようなことがあったものですから、せっかく地元にある牛乳なので、給食費の町の負担分を少し、もうちょい増やしてくれば厚岸町のいろんな食材を買えるのかなと思うのですが。

それで、給食費の納入なのですけれども、割合はどのくらいになっていますか。全額きちんと皆さんが納めてくれているということですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 給食費の納入状況でありますけれども、これにつきましては厚岸町は非常におかしいことなのですけれども、平成19年度から平成28年度まで過年度分の滞納がないと、ゼロとなっております。

まだ、29年度はまだ終わっておりませんので、何件かまだ未収の部分がありますけれども、とりあえず28年度までは、前年度分まで全部払っていただいていると状況になっております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 徴収方法というのは、保護者からいただくのですよね。学校に持ってくるわけではなく、振り込むということなのでしょうか。

それで、強制的に取るということではないですね。きちっと無理して納めているのではなくて、余裕を持って納めているということになるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 給食費につきましては学校のほうで集めていただいて、学校でまとめて給食センターの口座のほうに振り込む形になっております。

ご承知のように準要保護の部分につきましては、制度で給食費は出しておりますし、特別支援学級の子供たちにつきましても、2分の1補助というような制度で補助しているというような内容でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 今、全国的に見ますと給食費の無料化とか、それから多子世帯の軽減というのが出てきています。

だから、そういう取り組みももう少ししてもらえないのかなと、無料化、食べる物だからという、食べる物は自分でという話が前にも言ったときに言われたのですけれども、

やはり食育という観点から軽減、もう少し町から負担を増やしてもらえないかなと思うのですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 給食費の補助の関係でありますけれども、無料化も含めて若干検討させていただいた部分がございます。

いろいろな方法があると思います。例えば牛乳の部分を補助するですとか、あと例えば地場産品、地場産品を月に1回ですとか2カ月に1回使うときには、それを公費でやるのか、そういう部分もいろいろと手法があると思いますので、十分この30年度で検討させていただいて、何がどういうふうに行えるのか考えてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この4目ございますか。  
3番、堀委員。

●堀委員 私も学校給食で、教育行政の中でセレクト給食を行うということで、セレクトですから選択するということなのでしょうけれども、どのようにするのか、例えば一般で言われているビュッフェスタイルとかと違って、たくさんの物がある中で好きな物だけを食べたいだけ取るのか。それとも、よく病院とかでもあるのかな、メニューというものをあらかじめ選択した中で、個人個人に対しての給食というものを与えているのかという、そこら辺のちょっとしたものがわからなかったもので、まずそれについて教えていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） このセレクト給食でございますけれども、実はこの3月に1回やっております。内容につきましては、今回のセレクト給食についてはデザートを二種類、AとBを準備をして、学校のほうにアンケートというか子供たちにとってもらって、どっちを食べますかということで選んでもらって、それを実施したと。

この部分については、まだデザートでしたけれども、今後考えているのは例えば魚なのかお肉なのか、こういう副食、そういう部分まで広げていきたいというふうに考えております。

これについては、学校のほうにも協力していただかなければならないので、毎日はこちらちょっと無理なのですけれども、ある程度、定期的に月に1回なり3カ月に1回なり、回数はこちらちょっとまだあれですけれども、食育もそうですけれども、いろんな選択肢が増える給食が楽しい、おいしいというような形で思っただけのような取り組みを進めていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 わかりました。

ただ、心配するのは子供方に選ばせるといったときに、やはり肉か魚か、今の子供たちだとやはり魚ではなくて肉のほうを選ぶことが多くなってしまっているのではないのかなと思うのですよ。といったときに、どうしても嗜好が偏ってしまう恐れというのがあると思うのですよね。そういった点は、やはりしっかりとある程度、肉でありながらもそのときにも魚が別なところではあるというようなものを、やはり考えた中での給食の構成というものを、ぜひ考えていただきたいと思うのですよ。

一つお願いしたいのは、学校給食の中で地元の食材をとということで、当然うたわれているのですけれども、今まで学校給食で私たちも使え使えとっていたのは、大体一次産品、魚であり昆布であるとか、それを使え使えと言っているのですけれども、当然厚岸町内には水産業とかの加工する加工屋さんというの、いろいろな製品というものを出している中では、やはり加工するものもどンドン使う。できれば、学校給食のほうの子供たちの嗜好と加工する事業者さんとのマッチングというか、新たな商品開発につながるような、そういう地元の食材なりそういうもので、こういうものをつくってくれと子供たちが喜ぶのだよと、だから加工屋さんでもこういう加工をしたやつをつくってくれば学校給食でどンドン出したいのだとか、やはりそういう取り組みというのをしているだけではないかなと思うのですよ。

そうすることによって、新たな需要の開拓というのものも、当然加工屋さんのほうでもできますし、町内だけではなく、それを近隣またはもっと広くも事業展開というのものも見込めるようになっていくのではないかなと思うのです。

ぜひ、何とかそこら辺のものを、学校給食と地元の加工屋さんの商品開発といったもののマッチングというものを考えていただけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） まず、1点目のセレクトにすることによって偏りといいますか、魚離れとか、好きなほうに偏るのではないかというお話でしたけれども、これについては最初にときに言いましたけれども、食育の中で魚のおいしいところ、肉のおいしいところと、そういう部分も十分、子供たちに偏らないような形で教育していきたいと思えますし、それについては各学校に栄養教員が出向いて、そういう教室とか給食指導も行っております。それをもっと増やして、本当に子供たちに豊かな食生活というか、そういう部分も教えていきたいと考えております。

それと、業者さんが加工する食材ということで、今現在も何点かもうやっております。サンマのダイコク煮ですとか、あとコロッケですとか、例えばサンマの違う加工の物と、そういう部分では町内に業者さん何社かにお願いをして、そういうものを取り入れているというような状況でありますので、今後おっしゃったように地元の産品とプラスして、そういう業者さんの協力を得ながら、地元の特徴的なそういう食材を活用していきたいと考えております。

●委員長（大野委員） ほか、この4目。

12番、佐々木亮子委員

●佐々木亮子委員 私もセレクト給食なのですけれども、大変生徒に選ばせてというところでは食育の意味も込めていいのかなと思うのですけれども、ちょっと心配なのは今アレルギーを持った子というのがたくさんいます。

このセレクト給食をすることによって、例えば肉と魚を選択というときに、肉はアレルギーがあって食べられませんよという子なのかもいるのかなと思うのです。そういったときは、必然的に魚を選ぶしかないのかなというような、ちょっと短絡的にはそう考えるのですけれども、そういったアレルギーを持った子に対する対応というのは、どういうふうになるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） まず現在、平成29年度ですけれどもアレルギーを持ったお子さんが33名おられます。

そのうち25名が代替食という形になっております。現在も普段の給食からアレルギーを持つことによって食べられないということで25名の方は代替食、場合によってはそういう対応をしております。

セレクト給食をやる部分についても、なるべくその食材については、そういう代替が出ないような物を考えてセレクトするというような方法を取っていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 自分たちで、やはり選択するというのも子供たちにとっては一つの楽しみになると思うので、そういった食べたいけれども食べられないと、選べないという子になるべく出ないように、そういった配慮をお願いしたいと思います。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 十分気をつけて、その辺は配慮をしながら進めていきたいと考えます。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

370ページ。11款 1 項公債費、1 目元金。

(な し)

●委員長（大野委員） 2 目利子。ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 12款 1 項 1 目給与費。

(な し)

●委員長（大野委員） 13款 1 項 1 目予備費。ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） なければ、376ページから380ページは給与費明細書です。  
ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 2 条債務負担行為です。

債務負担行為については、6 ページの第 2 表と380ページから383ページの債務負担行為に関する調書となります。

ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 再び 1 ページにお戻りください。

第 3 条地方債です。

地方債については、7 ページの第 3 表と384ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） なければ、再び 1 ページにお戻りください。

第 4 条一時借入金です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 総体的にございせんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
休憩します。

午後 1 時37分休憩

午後 1 時38分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。  
これより、議案第 2 号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし審査を進めてまいります。  
なお、議案第 2 号からは、款、項で審査いたします。  
8 ページをお開き願います。  
第 1 条歳入歳出予算です。  
9 ページ、10ページは、歳入歳出予算の第 1 表です。  
385ページから387ページは、事項別明細書です。  
388ページ、歳入から進めてまいります。  
1 款 1 項国民健康保険税。  
8 番、南谷委員。

- 南谷委員 1 目の医療給付費現年課税分 2 億4,500万円、ここでお尋ねをさせていただきます。  
平成28年度の現年分、決算の段階では0.961、収納率となっております。今年度の収納率でございますが、どのぐらいになっているのですか、この試算で。

- 委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 収納率でございますけれども96%台ということで、この見込みになってございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 去年の決算と、大体同じくらい。そういうことは、実績に基づいてこういう試算をされたということは、町民税の関係でも伺ったのですが、当然こっちのほうも所得割りについては、町民税と同様の数字を利用していると理解をさせていただきました。だから、現年度の課税分についても、当然、国保税の数字というのはある程度高いところで設定をされたということで理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今回の国民健康保険税の収納率の見方でございますけれども、実はこれまでの予算につきましては、29年度当初予算までは徴収率の見方を95%という形で見させていただいて、これはずっとこれまでそうだったのですけれども、その中で収入し得る部分が確実にラインということで、見積もりさせていただいたのですけれども、今回国民健康保険税につきましては制度改正がなされておりまして、その徴収の部分がある程度、実際に近い数字をもって、この会計自体を運営するという手法にとっております。

簡単に言いますと、去年までは収納の状況を取りあえずちょっと抑えさせていただいて、その補填分を一般会計で繰入金で見たりですとか、そういったことをさせていただきながら当初は予算を組んで決算にもっていくという手法をとったのですけれども、今年度からは運営主体が北海道と厚岸町ということに分かれておりますので、そういった部分を含めて、今年度から収納し得る部分を見させていただいて、要は一般会計からの補填を取りあえず当初予算の中では見ないで、会計のほうを運営させていただくということにしております。

そういった意味でこういった収納率のほうを、実態に合わせた形の中で見させていただいたということになってございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 今、課長から答弁あったのですけれども、課長の答弁のとおりだと思うのです、私も。

だけど、町民税のときには、なかなかそこに至っていないのですよ。同じ税ですから、算定基礎は同じなはずなのですよ。

今の部分については、今後はきっと運営主体が変わったわけだから、こっちのほうはある程度、実績に基づいて今度はこうやっていくよということで予算書も頭に入れて、そのかわり決算時期になったらぎりぎりですから、非常に触れるだろうなど、余裕がないわけですから。それも想定されるだろうなど、こういうふうに理解をさせていただき

ました。

その上でお尋ねします。

保険税ですね。町民から受けました。制度が変わりました。そのことによって、道のほうに納付します。これらについて、今回ここ一番先なのでお尋ねをさせていただくのですけれども、今までとちょっと会計の手法も変わりました。概略でいいですから、今年度、今までの仕組みと町がやってきた部分と当初予算の上でどう変わった、なくなっているものもあります、正直言って。

これらについて雑駁でいいですから、概略を説明をしていただきたい。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 国民健康保険の会計の仕組みでございますが、一般議案の国民健康保険税条例の中で大まかにちょっと説明させていただきましたが、基本的にはこれまで市町村単体で財政運営、保険金を全て行ってまいりましたが、30年度からは北海道が財政運営主体となります。

それで、北海道が、先ほど税率の話がありましたが、過去3年間の市町村ごとの収納率、これを加味しまして医療費、それからかかる医療費、被保険者数の人数、年齢層、所得等を加味して標準保険税率というのを設定をします。

この標準保険税率の設定に当たっては、その前に先ほど議員おっしゃられました北海道に納付する金額、国民健康保険事業費納付金というものを北海道に納めますが、それを納めるための税率として設定をさせていただきます。失礼しました。標準保険税率として北海道が示します。それを基に市町村は、この納付金を払うために保険税率の設定を市町村ごとに行います。北海道に納付金を支払うわけですが、北海道はこれまでどおり市町村が保険給付を行いますので、保険給付の全額を北海道が今度市町村に交付をするということになります。交付を受けた市町村は、これまでと同様に国保連合会等を通して、支払い代行機関を通して医療機関等に支払いをするという仕組みに変わることになります。

これが、主だった部分の会計の改正になります。

今回、廃目となっている部分で国庫支出金等たくさんございますが、その部分については今まで市町村に直接入ってきたものが、今度は財政運営主体が北海道になりますので、北海道のほうに入ること、仕組みになります。

以上で、よろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そういうことで、今回非常に薄くなったのですよね、これが。当初予算の計上科目が。事務的には、今までとは余り変わらないと理解してよろしいのでしょうか。町の窓口の事務処理というのは。

でも、直接自分たちで国から来る部分の勘案とか、そういうことはしなくてもよくなるのだろうなど、算定する部分で。直接、道のほうである程度の数字が来るのだから、

単純に言えば道から請求来た分をぼんと払わなければならないと、そういう理解をすればいいのかなと思ったのですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、市町村が行う事務としましては、窓口に係る部分についてはこれまでどおり、被保険者に対することについては市町村がこれまでどおり行うこととなります。

そのほかに、財政運営主体が北海道に移ったことによりまして事務が軽減されるのかという問題については、実際には事務量としては増えることとなります。結局、北海道で国庫等の申請をする際に基礎となる数字は市町村が持っていますので、そういう部分としては、事務量としては大きく減ることはないかと。

プラス、対北海道とのやり取りをする事務というのが発生しますので、我々が行う事務としては、若干事務量としては増えることが予想をされております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 過渡期なものですから慎重に、この平成30年度というものをしっかり、初めての部分も事務的に発生してくると私は思うのです。

だから、そういう部分も町民に迷惑にならないような、誤差が出ないように一つ一つ取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 制度の変わり目でございますが、十分これまで準備をしてきておりますし、この先まだ決まっていないこと等、北海道のほうでございますが、十分その辺は連携を取って遺漏のないように努めていきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

3款分担金及び負担金、2項負担金。

（な し）

●委員長（大野委員） 5款国庫支出金、2項国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 6款道支出金、1項道補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 8款財産収入、1項財産運用収入。

（な し）

●委員長（大野委員） 10款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（大野委員） 12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項雑入。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

394ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項徴税费。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項運営協議会費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 5項特別対策事業費。

（な し）

●委員長（大野委員） 398ページ。2款保険給付費、1項療養諸費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項高額療養費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項移送費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4項出産育児諸費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5項葬祭諸費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3款1項国民健康保険事業費交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4款1項共同事業拠出金。  
4番、石澤委員。

- 石澤委員 共同事業拠出金って新規に出てきたのですけれども、どういう形の内容のものなのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 共同事業拠出金については、昨年までもある事務でございますが、この部分で高額医療費拠出金、それから保険財政共同安定化事業拠出金については、都道府県化に伴い廃止されます。

もう一つ、その他共同事業拠出金、前年度1,000円とございますが、これは退職者医療に係る事務の部分の拠出金でございますが、これが名称が変わりまして共同事業拠出金の部分の退職者医療事務費拠出金となります。

- 委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、6款保険事業費、1項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項保健事業費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7款1項基金積立金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 9款諸支出金、1項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10款1項予備費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 410ページから413ページは、給与費明細書です。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。  
8ページにお戻りください。  
第2条歳出予算の流用です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

11ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算です。

12ページ、13ページは、歳入歳出予算の第1表です。

414ページ、415ページは、事項別明細書です。

416ページ、歳入から進めてまいります。

2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4款道支出金、1項道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

8番、南谷委員。

- 南谷委員 5款1項1目一般会計繰入金、530万ほど増額になっております。

今年は、なぜ繰入金がふくらんだのか、法定分も入ってきているのかなと理解をしたのですけれども、法定部分も含めて増えた理由についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 一般会計繰入金ですが、今ご指摘のとおり繰入基準に基づく費用も一部含まれております。

改正条例に対する繰り入れ基準分というのが、長期債の元利償還分の2分の1が繰り入れ基準という部分になります。この部分が今年度、30年度は80万1,000円になります。残り526万1,000円が収支のバランスを取るために一般会計で負担する、繰り入れる分ということになります。

この部分は、単純に言いますと歳出の事業が増えたために、そのバランスを取るために一般会計が繰り入れるものということになりまして、投資事業が少し当初から多いと

いう要因もありまして、結果としてこの金額になったということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 一般会計からの各事業によるバランスを取るためにと。簡水ですから一般会計の繰り入れは、よほどはないよと。いろいろ議会の中でも水道会計について、法的なもの、義務的なものというのですか、議論をしてきたところでございますが、その辺については今回のこの予算計上については、あくまでもバランスを取るためにマイナスの分ですよ、そっくりいきますよと、こういうことなのでしょう。それとも私ども議会のほうでいろいろ議論をして、一般会計で本来持つべきだったのではないかと、こういう議論もありました。そういうものも、含まれているのでしょうか。その辺の考え方について、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けて一般会計の繰入金、持つべき費用というのはかなり法的に限定されたものしかございません。

具体的に言うと、消火栓の費用にかかわる分。消火栓の修理ですとか設置ですとか、そういう費用に水道事業でいきますと、ほぼ限定されるぐらいの基準になっております。

一方、簡易水道事業も地方財政法では、地方公営企業という位置づけを持ってはいますが、地方公営企業法を適用して、法的に独立採算で運営すべきものという法的な会計の義務づけは特にありませんで、任意適用と言われている事業です。

厚岸町の簡易水道事業、それと公共下水道事業もそうなのですが、同じく公営企業ですが、そういう独立採算を求められる地方公営企業法の適用は任意なので、今現在は適用していないということで、会計上は一般会計の繰り入れをもって収支を図ることは問題はないということになります。

一方、水道事業の場合はそういう法的な会計運営上のルールがありますので、名目は補助金という形で受けて経営補助をいただくということになります。

原則は独立採算なのですが、そういう補助金をもってやることについては特段ペナルティーはないということもありまして、多くのところでそういう運営をされているようではあります。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

7款諸収入、1項雑入。

（な し）

●委員長（大野委員） 8款1項町債。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、418ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2款水道費、1項水道事業費。

（な し）

●委員長（大野委員） 424ページ。4款1項公債費。

（な し）

●委員長（大野委員） 5款1項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、426ページから428ページは、給与費明細書です。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。

11ページにお戻りください。

第2条地方債です。

地方債については、14ページの第2表と429ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

15ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算です。

16ページ、17ページは、歳入歳出予算の第1表です。

430ページ、431ページは、事項別明細書です。

432ページ、歳入から進めてまいります。

1款分担金及び負担金、2項負担金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2款使用料及び手数料、1項使用料。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2項手数料。ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 6款諸収入、1項延滞金及び過料。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2項雑入。

8番、南谷委員。

- 南谷委員 雑入でお尋ねをします。1,400万円ほど減額となっております。

平成29年度、ミックス事業の関係で大きな事業があったので、その分消費税が発生していたよ、事業費に払ったよと。だから、今年その事業がなくなった。その分、消費税を年度末で調整して、平成30年度においてはその分、減額になると理解をしたのですが、この内容についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 今、委員おっしゃるとおり平成28年度までミックス事業をしていまして、2カ年で総額でいきますと6億何千万円かという大きな事業を2カ年でやりました、その間はやはり大きな消費税の還付を受けております。

消費税の基本的な仕組みは委員ご存じのとおり、下水道使用料で納められた使用料の中に含まれている消費税と工事費や何かで、下水道事業が支出する中に含まれている消費税の分の差額が、支出が多ければ今回のように還付ということになりますし、少なければ支払いという、水道事業何かは逆転していますので、ほとんどの場合、消費税を納付するということになりますが、下水道事業の場合は大きな事業をやりますとこのようにその差額の分が大きくなって還付を受けますが、今、委員おっしゃったとおりミックス事業が28年度で終了しましたので、その納付に係る年度の納付分が大きく減額した結果ということになります。

- 委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、進みます。

7款1項町債。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に434ページ、歳出に入ります。

1款下水道費、1項下水道管理費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項下水道事業費。

(な し)

●委員長（大野委員） 2款諸支出金、1項償還金及び還付金。  
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 3款1項公債費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4款1項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 446ページから448ページは、給与費明細書です。  
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。

15ページにお戻りください。

第2条債務負担行為です。

債務負担行為については、18ページの第2表と449ページの債務負担行為に関する調書  
となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 再び、15ページにお戻りください。

第3条地方債です。

地方債に関しては、19ページの第3表と450ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 平成30年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

20ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算です。

21ページ、22ページは、歳入歳出予算の第1表です。

451ページ、452ページは、事項別明細書です。

453ページ、歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

(な し)

●委員長（大野委員） 2款サービス収入、2項予防給付費収入。

4番、石澤委員。

●石澤委員 すみません。介護予防ケアマネジメント事業費収入……。

●委員長（大野委員） 今、2項です。

●石澤委員 ごめんなさい、すみません。

●委員長（大野委員） 進みます。

3項介護予防・日常生活支援総合事業費収入。

4番、石澤委員。

●石澤委員委員 今言った介護予防ケアマネジメント事業費収入なのですが、これ新規となっているのですが、今までのケアマネジメントと違ったものになるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） このサービス収入のうち介護予防ケアマネジメント事業収入ということで、この事業については昨年、いわゆる総合事業ですけれども、総合事業を昨年からはじめまして、その総合事業に移る介護予防の要支援の方々の分のケアマネジメントの分が今まで、上のほうの居宅支援サービス計画費のほうでみられていた部分が総合事業に移りましたので、そちらのほうでケアマネジメント、要は介護プランをつく

る部分が出てまいりましたので、分けられた形になりますので、今回から新たに予算が出てきたという内容でございます。

去年の当初では、このやつは去年、条例改正をした部分ですのでなかったのですが、補正予算で載せさせていただいておりまして、そして新たに当初予算で今回からこの分が出てきたという内容になります。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 そうすると、地域包括センターの部署の部分のケアマネジメントとなるのでしょうか。それとも、地域だかほかの施設もあるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 総合事業に関係する部分のケアマネジメントの部分になりますので、そのケースによって包括でやっている部分ありますし、それからそれぞれの事業所でやっていただく部分もあります。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

3款分担金及び負担金、1項負担金。

（な し）

●委員長（大野委員） 4款国庫支出金、1項国庫負担金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項国庫補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 5款1項支払基金交付金。

（な し）

●委員長（大野委員） 6款道支出金、1項道負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 項委託金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項基金繰入金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10 款諸収入、1 項延滞金及び過料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に457ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項徴収費。

(な し)

●委員長（大野委員） 3項介護認定審査会費。

（な し）

●委員長（大野委員） 5項計画策定委員会費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） すみません。4項趣旨普及費。

（な し）

●委員長（大野委員） 戻ります。5項計画策定委員会費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 6項地域密着型サービス運営委員会費。  
4番、石澤委員。

●石澤委員 この地域運営委員会の内容、それを教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この地域密着型サービス運営委員会につきましては、市町村が地域密着型のサービスについて指定監督権限を持っております。

それで、今回の議会でも地域密着型の関係の条例の改正をさせていただきましたけれども、指定権限を持っている厚岸町がこの地域密着型の運営委員会というものを町長が委嘱をして、この委員会を持っております。

地域密着型の事業に関係する内容について検討をいただく組織ということで、10名を委嘱をして実施をしているという内容でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 10名の方々の職種というか、そういうのはどういうふうになっているのですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 1号被保険者の方からと、それから2号被保険者の方から、それから医療職の方々から、それから福祉関係団体の方、それから事業者の方から、そ

れぞれ選考をさせていただいて10名を委嘱させていただいております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 その活動は月1回とか年何回とか、それとも週1回とか、それはどういうふうになっているのですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この予算で持たせていただいておりますのは、2回分というところで持たせていただいております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 それで、医療関係、それから被保険者の方々が集まって、年2回運営委員会を開くのですけれども、地域密着型サービス事業に対する運営委員会なののですけれども、そこでどのような内容の事を決めていくのですか、そうしたら。年2回ですよ。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回の条例の改正案を出せていただいておりますけれども、この条例について改正案をこういう形で議会のほうに出せていただこうと考えていますということで、それらについてご意見をいただく、それから通常は地域密着型の事業の年間の事業計画、それから年間の実績を説明をさせていただいてご意見をいただくという内容でございます。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項高額介護サービス費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項高額医療合算介護サービス費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4項特定入所者介護サービス等費。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項介護予防・生活支援サービス事業費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4項一般介護予防事業費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5項高額介護サービス費等。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6項その他諸費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款1項介護給付費準備基金費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7款諸費支出金、1項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。

(な し)

●委員長（大野委員） 9款1項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 479ページから482ページは、給与費明細書です。  
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。  
総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第6号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。  
23ページ、第1条歳入歳出予算です。  
24ページと25ページは、歳入歳出予算の第1表です。  
483ページ、484ページは、事項別明細書です。  
485ページ、歳入から進めてまいります。  
1款1項後期高齢者医療保険料。  
4番、石澤委員。

●石澤委員 ここで、滞納繰り越し分で普通徴収保険料あるので39万2,000円ですが、これは何人分なのですか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。  
町民課長。

●町民課長（石塚課長） 貴重な時間、大変申しわけございません。  
過年度分の滞納者でございますが、8名でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 普通徴収ですから、これは年金から払われていない方ということですよ。  
それで、この人たちの中には保険証が出ていないというようなことはないですよ。  
そういうものというのは。保険証が出ていないというような話も聞いたことあるのです  
けれども、厚岸町の場合はないのかなと思うのですけれども、それはどうなのでしょう  
かね。わからないですかね、厚岸町ではね。  
わからないですか。どうでしょうか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 後期の方で、保険証が出ていないという方はおりません。  
恐らく全国としても、短期被保険者証というのがございますが、資格証明書というの  
は発行する場合は国も許可を取らなければならないので、そういう方はいないと思われ  
ます。厚岸町は、おりません。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 進みます。  
3款国庫支出金、1項国庫補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 4款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（大野委員） 6款諸収入、1項延滞金及び過料。  
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 4項償還金及び還付加算金。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に487ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項徴収費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2款1項後期高齢者医療広域連合納付金。

（な し）

●委員長（大野委員） 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 4款1項予備費。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題といたします。

26ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算です。

27ページ、28ページは、歳入歳出予算の第1表です。

491ページ、492ページは、事項別明細書です。

493ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付収入。

(な し)

●委員長（大野委員） 2項自己負担金収入。

(な し)

●委員長（大野委員） 7款繰入金、1項基金繰入金。

(な し)

●委員長（大野委員） 9款諸収入、1項雑入。ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

495ページをお開きください。

歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

(な し)

●委員長（大野委員） 3款1項予備費。ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 499ページから501ページは、給与費明細書です。

ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 平成30年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条業務の予定量です。

次に、第3条収益的収入及び支出です。

9 ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項営業外収益。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 項特別利益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項営業外費用。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4 項予備費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出です。

13ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6 項補償金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

8 番、南谷委員。

- 南谷委員 1 目の建設改良費、本年度が6,300万円、ここでもよろしいですか。

この内訳について、前年度と相当大きく膨れ上がっているのですけれども、この内容についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 建設改良費ですが、まず配水管布設替等事業になりますが、4,392万6,000円になりますけれども、この一番大きなものを占めるのが床潭・末広間道路配水管布設替工事、これは床潭・末広間の道路改良に伴って、現状、布設しています水道管が支障になりますので、それを移設するという内容になりまして、これが2,904万5,000円を見込んでおります。

これが、この項目の中では一番大きな費用を占めることになります。

それから、これも下水道事業にリンクするのですが、今整備されています若竹第2埠頭に新たに水道管を新設する工事、これが1,243万1,000円を予定しております。その他、配水管の一部耐震化で200万円を予定して合計で4,392万6,000円ということになります。

道路改良に伴うもの、または必要があって下水道と同時に工事を行う水道管の新設工事が大半を占めております。

それから、設備整備事業になりますが、これについては上水道の取水ポンプの整備に250万円。それから、上水道の水質測定器の更新に660万円。それから、門静の浄水場から尾

幌地区に水を送っています尾幌地区のポンプの動力設備の更新に275万円。それから、浄水場の敷地の中にあるのですが、浄水場から出ました汚水を天日乾燥して分離する天日乾燥床ところがあるのですが、そこに汚泥が堆積して更新の必要がありますので、その整備に800万円を予定しています。これ、ほとんど新規の事業、または老朽化に伴う更新という事業になります。

前年度、特に施設の整備事業はありませんでしたので、1,985万円はこれは皆増ということになります。道路改良に伴う必要なもの、または老朽化更新に伴う施設整備でトータル大きく伸びたという内容になります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 非常に大きく千万単位でぐんと。ただ、道内でも断水が管の老朽化によりまして大きくダメージを受けているのは、つい最近新聞をにぎわしているわけですが、本町としても私が感じる所老朽化している、改良していかなければならない管というのも、多くあるのだらうと理解をさせていただいております。

今年度は、これだけの数字を計上してきたのですが、将来的にどうなのでしょう。また、来年とか直近こういうふうにしていくとか、それから将来にわたって、こういうふうにしていかなければならないと、その辺の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かに、最近、全国的に水道管の老朽化で大きな事故が起きているという報道がなされております。

料金改正のときに議論したように、厚岸町においても水道管の耐震化率というのは5%ぐらいです、今のところ。

全国平均が今、最新で37%と言われておりますので、厚岸町においては非常に耐震化という部分についてはおくれておまして、29年度においても本管で一部大きな漏水事故が発生しております。今回の料金改定の大きな目玉は、この水道管の老朽化更新と耐震化という内容になっております。今年度については、道路改良に伴う、やむを得ないといいますか、それに伴ってやらざるを得ないところに費用が大きく向けられましたけれども、本来的には老朽化と耐震化更新をやっていくという内容で料金の費用の算定をしております。まだ、完全にまとまっておりはませんが、老朽化と耐震化に向けて今年度、今最終版なのですが、耐震化と更新計画を策定中でございます。

水道管の一般的な耐用年数が40年と言われておりますが、それに近づいている水道管が多数ございますが、30年、40年前と給水の対象にする給水人口だとか、産業形態、水を多く使う場所が30年、40年前と大きく変化しておりますので、どのような水道管の配置をもってしたら一番効率的かということは今もうすぐで完成しますが、計画をもってその上で更新と耐震化に取りかかると。無駄な投資をしないために、耐震化率が低いことはわかっているのですが、すぐに着手しないで行うという方向で進めてきております。

来年度以降、耐震化計画に基づいて極力重要なところをピックアップしながら耐震化と老朽化更新を中心に事業を進めていきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、僕の頭では耐震化や老朽化の更新にこれだけの事業費と思っていたのです。

ですけれども、今聞きますと早急にこれらについて応急処置的に今年度は、当然これだけかけると新しくはなるのだからあれなのでしょうけれども、そういう理解をしなければならぬと理解されたのですけれども、どうなのでしょう、以前から漏水の関係、現状でもなかなか漏水の率、本町の、前から高いのです。この改修なり、こういうふうにやっていると、漏水が収益的に影響大きいと思っているのです。もっと漏水が少なくなれば、無駄な水というわけでもないけれども、全部お金にかかわると、こういうのは変わっていくのでしょうか。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かに今、有収率と言われている、送った水が幾ら料金として使われているかという率が70%ちょっと、70.9%とかそういう程度で、同じぐらいの規模の事業体から見ると、やや低いという状態にありまして、これは今非常に水道事業の中で大きな問題になっていまして、ただ漏水の原因が本管の老朽化に伴う漏水ではなくて、各家庭に引き込んでいる給水管の老朽化による漏水が大半を占めるという状況になっています。

ですから、この後、本管を新たに更新していきますが、当然大きな事故も防止できますし、一定程度の漏水は抑制できるものと思いますが、個々の家庭に引き込んでいる給水管がこれも同時に老朽化が進んでおります。これを何とかしないと、総体の漏水量はなかなか下がらないのではないかと考えています。

これは、水道事業にとっては大きな課題なのですが、給水管は個人所有の使用者、利用者の所有者のものでありますので、水道事業が簡単に取りかえるということにはなかなかありませんので、この後、水道管の更新にあわせてこの給水管の部分をどのように改善していくかというのは、今後の大きな課題になっていくかなと。

当面は、漏水調査を入れながら、これ以上、有収率が悪くならないように何とか防止対策を取っていくということになりますが、将来的、長く見ますと各個人が所有する水道管、引き込み管の更新まで手がつかないと、なかなかその部分が改善しないという大きな課題は認識しております。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、進みます。  
2項企業債償還金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 以上で、資本的支出を終わります。  
2ページにお戻りください。  
第5条企業債です。

（な し）

- 委員長（大野委員） 第6条予定支出、各項の金額の流用です。

（な し）

- 委員長（大野委員） 第7条議会の議決を得なければ流用することのできない経費です。  
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 第8条他会計からの補助金です。

（な し）

- 委員長（大野委員） 第9条棚卸資産購入限度額です。

（な し）

- 委員長（大野委員） 3ページと4ページは、予算実施計画です。

（な し）

- 委員長（大野委員） 5ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

（な し）

- 委員長（大野委員） 6ページから8ページは、給与費明細書です。  
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 14ページから17ページは、予定貸借対照表と注記です。

（な し）

●委員長（大野委員） 18ページは、平成29年度予定損益計算書です。

（な し）

●委員長（大野委員） 19ページから22ページは、平成29年度の予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 総体的にごございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 平成30年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1ページ、第2条業務の予定量です。

（な し）

●委員長（大野委員） 次に、第3条収益的収入及び支出です。

（な し）

●委員長（大野委員） 11ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款病院事業収益、1項医療収益。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項医療外収益。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に12ページ、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医療費用。

（な し）

●委員長（大野委員） 15ページ、2項医療外費用。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出です。

17ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項企業債償還金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、資本的支出を終わります。  
2ページにお戻りください。  
第5条企業債です。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 次に、第6条一時借入金です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 第7条議会の議決を得なければ流用することのできない経費です。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 第8条他会計からの補助金です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3ページ、第9条棚卸資産購入限度額です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 第10条重要な資産の取得です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4ページと5ページは、予算実施計画です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7ページから10ページは、給与費明細書です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 18ページから21ページは、予定貸借対照表と注記です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 22ページは、平成29年度予定損益計算書です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 23ページから25ページは、平成29年度の予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算審査特別委員会に付託されました予算9件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成30年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年3月15日

平成30年度各会計予算審査特別委員会

委員長